

---

# 国への政策提案 2023

SAGA Prefectural Government

## 【部局提案事項】

佐賀県知事 山口 祥義

---

佐賀県政の推進につきましては、日頃から格別の御高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

佐賀県では、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」を基本理念に、地域の魅力と県民の誇りを次の世代に繋げ、佐賀の新時代を切り拓くため、各種施策に全力で取り組んでいます。

佐賀県は、コロナ禍で苦しい中でも、常に先を見据えながら幅広い分野で様々な布石を打ってきました。社会全体がコロナ禍から新たな時代に向かい歩み始めている今、想像力と構想力を発揮し、次の未来に向けた戦略を加速していく必要があります。

地方が自由な発想で未来を見据え、地域の実情に応じた行政運営をより一層進めていくため、令和6年度に向けて国の施策として取り組んでいただきたい項目を取りまとめました。

是非、実現に向けて御尽力いただきますよう、よろしく願いいたします。

令和5年5月

佐賀県知事 山口 祥 義

# 目次

## 【危機管理・報道局】

原子力災害対策の強化	[内閣府・原子力規制委員会] . . .	2
------------	----------------------	---

## 【総務部】

広域通信制高校が提携するサテライト施設への関与	[文部科学省] . . .	6
高等専修学校の法的位置付けの見直し及び財政措置の拡充	[総務省・文部科学省] . . .	8
就学支援金制度の拡充	[文部科学省] . . .	10
地方の財源確保・充実と経済再生のための財政支援	[内閣府・総務省] . . .	12
法人の事業活動に応じた税配分の公平確保	[総務省] . . .	13
生成AIの利用に関する国家的なルール作り	[内閣府・総務省] . . .	17

## 【地域交流部】

地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について	[国土交通省] . . .	20
中山間地域・離島等の条件不利地域の振興	[内閣府・総務省・国土交通省] . . .	22
外国人材の地域定着の推進	[法務省・厚生労働省] . . .	24
重要港湾の機能強化	[国土交通省] . . .	26

## 【文化・観光局】

文化財保護施策の推進	[文化庁] . . .	30
観光施設等の高付加価値化事業の継続	[観光庁] . . .	32

# 目次

【SAGA2024・SSP推進局】		
SAGA2024国スポ・全障スポを契機としたスポーツ文化の 拡大に向けた支援	[文部科学省・スポーツ庁・国土交通省]	35
【県民環境部】		
最新の科学的知見を踏まえた原子力発電所の安全性向上	[原子力規制委員会]	40
離島における家庭ごみ等の収集搬送に要する費用への財政的支援	[環境省]	41
インターネット上の人権侵害情報の速やかな削除を可能とするための プロバイダ責任制限法の改正について	[総務省・法務省]	42
アスベスト事前調査に係る補助制度の拡充	[財務省・国土交通省・環境省]	43
【健康福祉部】		
地域生活支援事業への十分な財政措置	[厚生労働省]	46
視聴覚障害者へのスマートフォン普及促進	[厚生労働省]	47
障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保	[こども家庭庁・厚生労働省]	49
重症心身障害児（医療的ケア児含む）の受入れ環境の充実	[こども家庭庁]	50
国民健康保険のこどもに係る均等割保険料軽減措置の拡充	[厚生労働省]	52
新型コロナワクチン接種の円滑な実施	[厚生労働省]	53
物価高騰等の社会情勢に応じた柔軟な報酬加算制度の創設	[こども家庭庁・厚生労働省]	54

# 目次

## 【男女参画・こども局】

企業主導型保育事業における学童の受入れ	[こども家庭庁] . . .	57
こどもの貧困対策としてのひとり親家庭への支援	[こども家庭庁] . . .	59
児童養護施設等職員の処遇改善による養育環境の向上	[こども家庭庁] . . .	63
小児慢性特定疾病患者の成人後の支援	[厚生労働省] . . .	65
児童心理治療施設の定員算定基準の弾力的運用	[こども家庭庁] . . .	68
こどもの居場所づくりに係る制度の充実	[こども家庭庁] . . .	71

## 【産業労働部】

半導体産業基盤の強化	[文部科学省・厚生労働省・経済産業省] . . .	74
商工業者の災害復旧及び防災対策に係る支援	[経済産業省] . . .	76
農水産物等の輸出促進	[農林水産省] . . .	78
水素エネルギーの利用に関する実証事業	[経済産業省] . . .	80
工業用水道施設の耐震化等に対する財政支援の拡充	[経済産業省] . . .	81

## 【農林水産部】

園芸振興対策の強化	[農林水産省] . . .	84
畜産振興対策の強化	[農林水産省] . . .	87
水田農業振興対策の強化	[農林水産省] . . .	89
中山間地域農業対策の強化	[農林水産省] . . .	92
農業の担い手対策の強化	[農林水産省] . . .	94
農業の持続的発展に向けた支援の強化	[農林水産省] . . .	96
農業農村整備事業に係る当初予算の確保	[農林水産省] . . .	100

# 目次

## 【農林水産部】

農地・農業水利施設を活用した内水対策の推進	[農林水産省]	104
森林整備・林業振興対策の強化	[農林水産省・林野庁]	106
玄海・有明海の水産振興対策の強化	[農林水産省・水産庁]	108

## 【県土整備部】

強くて、しなやかな、佐賀の未来へ ～安全・安心に暮らせる強靱な県土の整備推進～	[財務省・国土交通省]	111
ダムの老朽化対策に向けた制度の拡充	[財務省・厚生労働省・国土交通省]	124
都市基盤（市街地の形成）の整備推進	[財務省・国土交通省]	127
都市公園の整備推進	[財務省・国土交通省]	129
筑後川水系ダム群連携事業の推進	[財務省・国土交通省]	131
建築物の安全性の確保	[財務省・国土交通省]	133
建設業の担い手の確保・育成	[財務省・農林水産省・国土交通省]	134
地籍調査費の予算確保	[財務省・国土交通省]	136
所有者不明土地等の発生抑制・解消等	[財務省・国土交通省]	137
下水道施設の整備促進及び改築・更新	[財務省・国土交通省]	138
生活排水処理施設の整備推進	[内閣府・財務省]	139
合併処理浄化槽の整備推進	[財務省・環境省]	140
農業・漁業集落排水施設の整備促進及び改築・更新	[財務省・農林水産省]	141

## 【教育委員会】

きめ細かな指導体制確立のための教職員の定数改善	[文部科学省]	143
教員確保のための処遇改善及び大学の定員増	[文部科学省]	144
教員業務支援員配置拡充のための財政支援	[文部科学省]	145

# 目次

【教育委員会】		
夜間中学の充実	[文部科学省]	146
遠隔授業を実施した場合の出席の取扱いについて	[文部科学省]	147
外国語教育の充実のための財政支援	[総務省・財務省・文部科学省]	148
英語専科教員及び教科担任制加配教員の運用について	[文部科学省]	149
大学等における人権教育の必修化	[文部科学省]	150
不登校対応等の推進	[財務省・文部科学省]	151
いじめの重大事態に係る財政支援	[財務省・文部科学省]	152
特別支援学校や専門学科高校の施設整備に係る財政支援	[財務省・文部科学省]	153
高校生等奨学給付金制度の充実	[文部科学省]	154
市町村による主体的な支援員の配置等について	[文部科学省]	156
障害のある児童生徒支援の充実	[総務省・文部科学省]	157
教育の情報化推進のための環境整備	[財務省・文部科学省]	159
全国高等学校総合体育大会の参加資格緩和	[スポーツ庁]	160



# 危機管理・報道局

SAGA Prefectural Government

# 原子力災害対策の強化

## 提案事項

内閣府・原子力規制委員会

- (1) 原子力災害対策指針については、最新の知見や国内外の状況を踏まえ、今後も継続的に改定するとともに、地方公共団体の意見を適切に反映すること。
- (2) 緊急時モニタリングについては、中期対応段階及び復旧期対応段階の緊急時モニタリング等今後の検討課題事項について検討を行うこと。
- (3) 原子力災害医療の体制については、安定ヨウ素剤の更新配布手続きの更なる簡略化に向けて、国が責任を持って対応すること。また、住民等の長期的な健康管理対策については、国が主体的に取り組むこと。
- (4) 避難が広域に及んだ場合に備え、他県との連携を含めた原子力災害対策、避難計画の更なる充実や、避難行動要支援者等の避難対策の充実のための搬送体制の構築など国においても積極的に支援や調整に取り組むこと。
- (5) 全国のどの原子力発電所においても起こりうる災害に、より迅速、かつ適切に対応するため、災害時に役割を担う本人が、平時のうちから土地勘を得るための現地確認をしたり、道府県が主催する原子力防災訓練に積極的に参加するなど、地域特性の理解に努めること。
- (6) 住民に対する原子力災害対策に関する基本的な知識の普及啓発や避難計画の内容等の周知等について、国においても積極的に取り組むこと。
- (7) 原子力災害対策重点区域（PAZ及びUPZ）内でのとるべき防護措置に必要な経費及びUPZ外において必要となる経費については、全て交付金の対象とし、国で確実に予算化を行うこと。
- (8) オフサイトセンターについて、国が設置や管理の主体となることを法令又はガイドラインに明記するとともに、オフサイトセンターや代替オフサイトセンターの整備等に必要な経費については、国で確実に予算化を行うこと。
- (9) より迅速かつ円滑な避難ができるよう、原子力災害時の避難に使用する道路や港湾等のインフラ整備をするための新たな財源措置を講じること。

# 原子力災害対策の強化

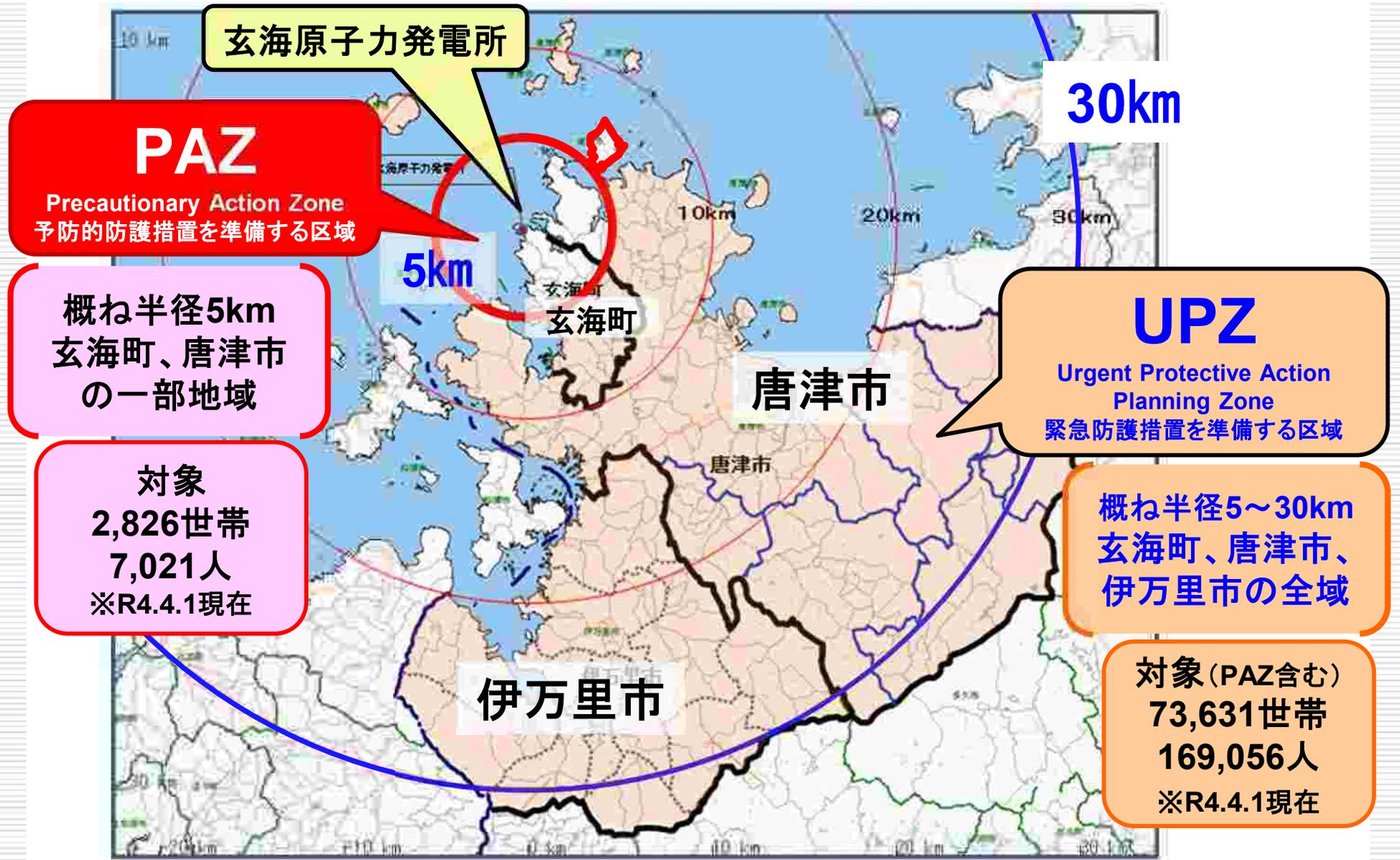
内閣府・原子力規制委員会

## 現状と課題

- 最新の知見や国内外の状況を踏まえ、今後も継続的な改定が必要。
- 令和3年12月、緊急時モニタリングについて（原子力災害対策指針補足参考資料）が改訂されたが、中期対応段階及び復旧期対応段階の緊急時モニタリング等については引き続き検討課題とされており、検討を進めていただく必要がある。
- 安定ヨウ素剤の事前配布については、薬剤の更新業務が継続的に発生し、住民や地方公共団体の負担が大きいため、更なる更新配布手続きの簡略化や不要となった薬剤を家族や本人が廃棄処分ができるよう回収手続きの簡略化を行うことが必要。
- 住民の避難範囲が広域に及んだ場合、避難行動要支援者の避難先が県内だけでは不足するとともに、関係機関のみでは搬送手段が不足する可能性がある。
- 原発立地場所毎に地域特性があることから、国は各地の地域特性を災害時に備えてあらかじめ理解しておくとともに、訓練には実際の災害時に役割を担う本人が参加し、災害対応の練度を高めておく必要がある。
- 万が一の緊急時にスムーズな防護措置をとるためには、原子力災害対策に関する基本的な知識について住民に十分な理解を得ることが重要。
- 防護措置に必要な経費やオフサイトセンター等の整備に必要な経費については、十分な対策ができるよう、今後も必要な経費について国が確実に予算化を行う必要がある。
- より迅速かつ円滑な避難を実施するためには、原子力災害時の避難に使用する道路や港湾等のインフラ整備が必要である。

原子力災害対策の充実・強化による地域住民の更なる安全の確保

# 原子力災害対策の強化





# 総務部

*SAGA Prefectural Government*

# 広域通信制高校が提携するサテライト施設への関与

文部科学省

## 提案事項

広域通信制高校が提携するサテライト施設について、サテライト施設の所在地である都道府県も関与できる制度を整備すること。

具体的には、広域通信制高校と提携したサテライト施設を利用する生徒にいじめによる重大事態が発生した場合に、サテライト施設の所在地の都道府県にも重大事態に関する情報が共有され、所在地の都道府県が調査結果に意見を述べるような仕組みを整備すること。

## 現状と課題

- いじめにより生徒の生命、心身などに重大な被害が生じた疑いがある重大事態の件数は全国的に増加傾向にあり、学校や関係機関が連携して生徒の支援や再発防止に取り組む必要性が高まっている。
- 都道府県の区域を越えて教育活動等を行う広域通信制高校は増加傾向にあり、生徒の学習等をサポートするサテライト施設を広範囲に展開している学校も多く存在する。
- 県内のサテライト施設を利用する生徒にいじめによる重大事態が発生した場合、学校から所轄庁への報告は義務化されているが、サテライト施設の所在地の都道府県は地元で発生した重大事態を把握できない。
- 所轄庁とサテライト施設の所在地の都道府県が連携して生徒の支援や再発防止に取り組めるよう、重大事態の発生報告がサテライト施設の所在地の都道府県にも共有され、所在地の都道府県が調査結果に意見を述べるような仕組みの整備が必要。

広域通信制高校で学ぶ生徒が安心して学習等に取り組める環境の確保

# 広域通信制高校が提携するサテライト施設への関与

## 広域通信制高校のサテライト施設（具体例）

### 佐賀県

- 現行制度においては、いじめによる重大事態の発生を把握できない。
- 県内の子どもたちを守るためにも、一定の責任をもって関与すべき。

× 情報共有

### A県（所轄庁）

- 広域通信制高等学校の設置認可、指導・助言する立場。
- 重大事態への対処、再発防止のために、調査を実施し、必要な措置を講ずる。

現行

サポート施設  
(例：C学院佐賀キャンパス)

佐賀県内の生徒にいじめによる重大事態が発生



重大事態の発生を覚知

提携

広域通信制高等学校  
(例：B高等学校)



本校

発生報告

調査・措置

提案

広域通信制高校が提携するサテライト施設について、サテライト施設の所在地である都道府県も関与できる制度を整備すること

# 高等専修学校の法的位置付けの見直し及び財政措置の拡充

総務省、文部科学省

## 提案事項

- (1) 高等専修学校について、学ぶ生徒の目線で新たな法的位置付けを行うこと。
- (2) 経常費助成費補助金の対象とし、また普通交付税の充実を図り、高校に準じた財政措置を講ずること。

## 現状と課題

- 当県の高等専修学校の中には、柔軟な制度的特性を生かし、高校中退者や中学校時代に不登校経験のある者等を積極的に受け入れ、高校に準じた教育機会を提供し、大学進学や就職につなげ、社会に送り出している学校が存在する。
- 全日制高校の生徒数が減少する一方、令和3年度の中学校での不登校生徒数は、過去最多の約16万3千人となっていることもあり、個性を尊重し多様化する生徒のニーズに応えることができる高等専修学校の入学者数は増加傾向にある。当県では、その果たしている役割の重要さに鑑み、このような高等専修学校への運営費補助を高校に準じて拡充している。
- 一方、高校と財政措置を比較すると、国の経常費助成費補助金の対象外となっており、また、普通交付税の基準財政需要においても、著しく低い状況にある。
- このような高等専修学校について、学ぶ生徒の目線に立って新たな法的位置付けを行い、財政措置の面からも高校に準じた扱いとし、教育条件を向上する必要がある。

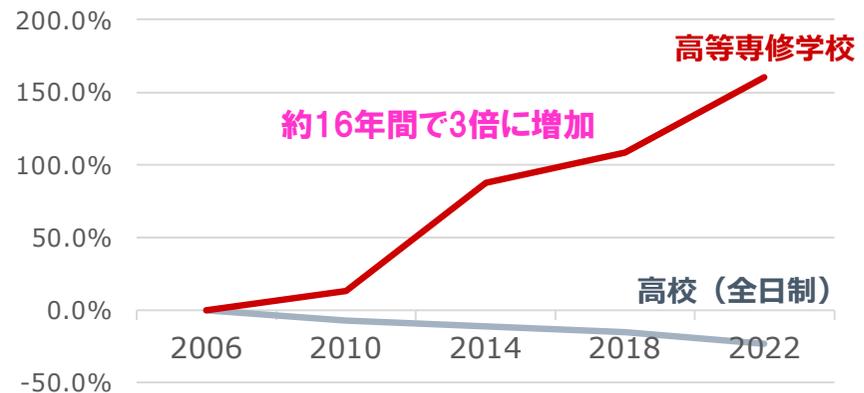
学びのセーフティネットの機能の充実

# 高等専修学校の法的位置付けの見直し及び財政措置の拡充



県内における高等専修学校と高校の生徒数（人） / 2006年を基準とした増減率（％）

学校種	2006年	2022年	差（率）
高等専修学校	83	216	133 (+160.2%)
高校 (全日制)	28,337	21,729	▲6,608 (▲23.3%)
〔参考〕 中学校卒業生数	10,013	8,048	▲1,965 (▲19.6%)



## 提案

高等専修学校について、学ぶ生徒の目線で新たな法的位置付けを行い、高校に準じた財政措置を講ずること

# 就学支援金制度の拡充

文部科学省

## 提案事項

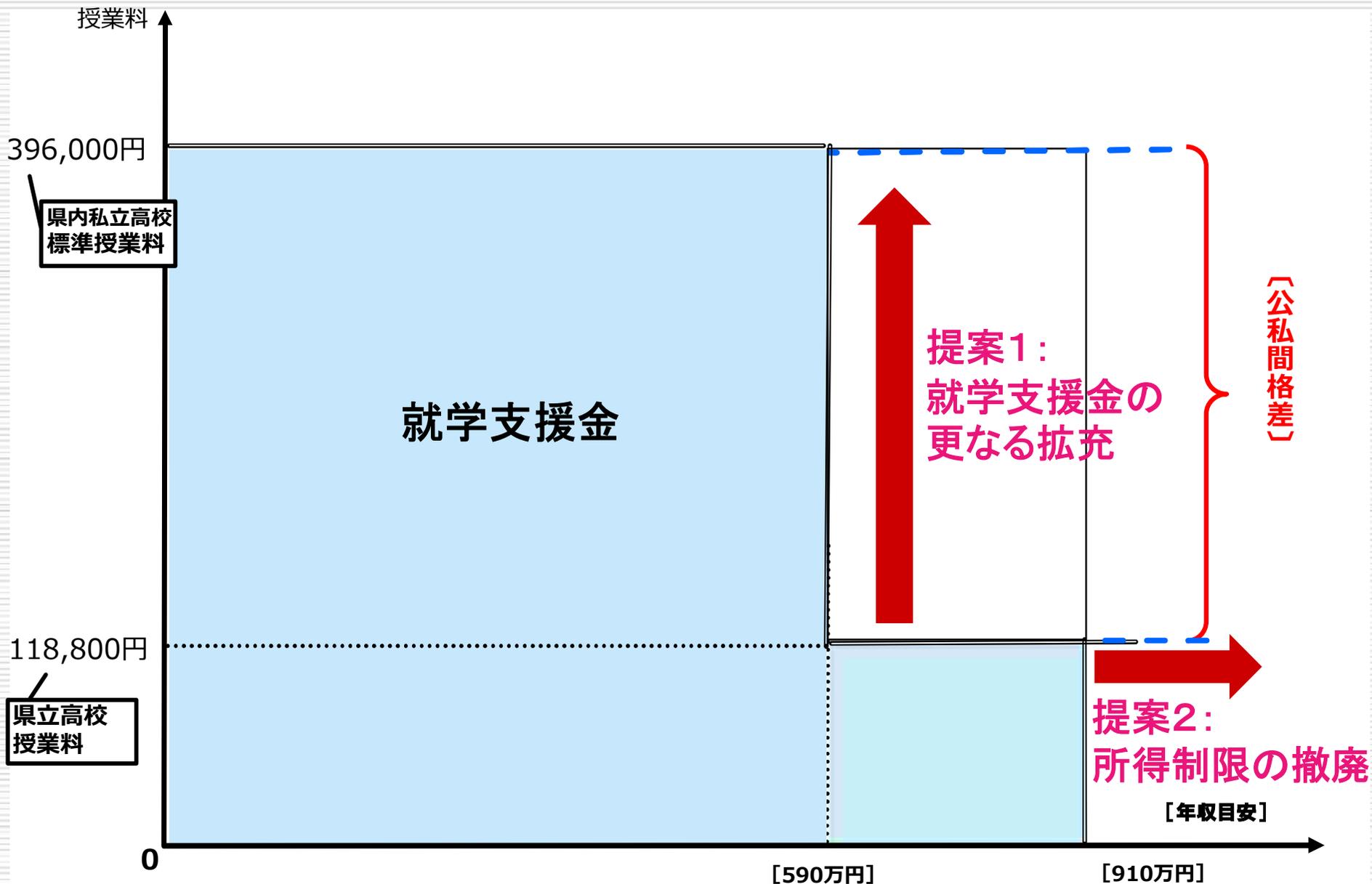
- (1) 私立高等学校に通う生徒の就学支援金の更なる拡充を図ること。
- (2) 将来的には、就学支援金の所得制限を撤廃すること。

## 現状と課題

- 県内私立高校は、各々の建学の精神や特色等に共感した多様な生徒を受け入れて学びの場を提供し、公私協調のもと公教育の一翼を担っている。
- 令和2年度からは、年収590万円未満世帯（当県の場合、私立高校生の約5割が該当）について授業料の実質無償化が実現したものの、公立高校と比べ、私立高校の生徒には未だ授業料負担が残ることから、保護者及び学校関係者からは保護者負担の軽減に係る施策の更なる拡充の要望がある。
- また、少子化の要因の一つとして、子育てや教育に係る経済的負担が大きいことが指摘されているため、教育に係る公私間格差の是正は地域間で不平等が生じないよう国において政策的に取り組むべきと考える。
- さらに、就学支援金制度の見直しに係る法律改正にあたっての国会の附帯決議にもあるように、教育は未来への投資であることに鑑み、将来的に所得制限をなくすよう努める必要がある。

教育の機会均等の確保

# 高校生等への就学支援金制度



# 地方の財源確保・充実と経済再生のための財政支援

内閣府・総務省

## 提案事項

- (1) 地方一般財源総額の確保・充実を図ること。
- (2) 地域間の税財源の偏在是正を図ること。
- (3) 原油価格の高騰をはじめとする物価上昇で影響を受ける経済の再生のため、国の責任において地方への十分な財政支援を行った上で、必要な経済対策を機動的に講ずること。

## 現状と課題

- 骨太の方針2022により、地方一般財源総額が令和6年度まで実質的に同水準を確保されたことは、地方財政の安定に寄与。
- 地方財政においては、新型コロナウイルス感染症の影響の中にあっても地方税収入が過去最高となるなど、財源不足が大幅に改善。  
他方、地域間の税財源の偏在は依然として大きい。
- 物価高騰対策は、全国一律での対策に加え、地域経済の状況に応じ、事業者等へのきめ細かな支援や将来に対する布石を県が独自に打つ必要がある。

安定した財政運営のもと、物価高騰対策をはじめとする喫緊の課題や  
少子高齢化、地方創生などに対応し、県民生活の安定・充実を図る

# 法人の事業活動に応じた税配分の公平確保

総務省

## 提案事項

国際課税ルールの見直しの考え方を踏まえ、P E（恒久的施設：人的設備・物的設備・事業の継続性の3要件を満たす事務所・事業所）がない地方団体においても、売上高に応じて、法人事業税を課税できるようにすること。

## 現状と課題

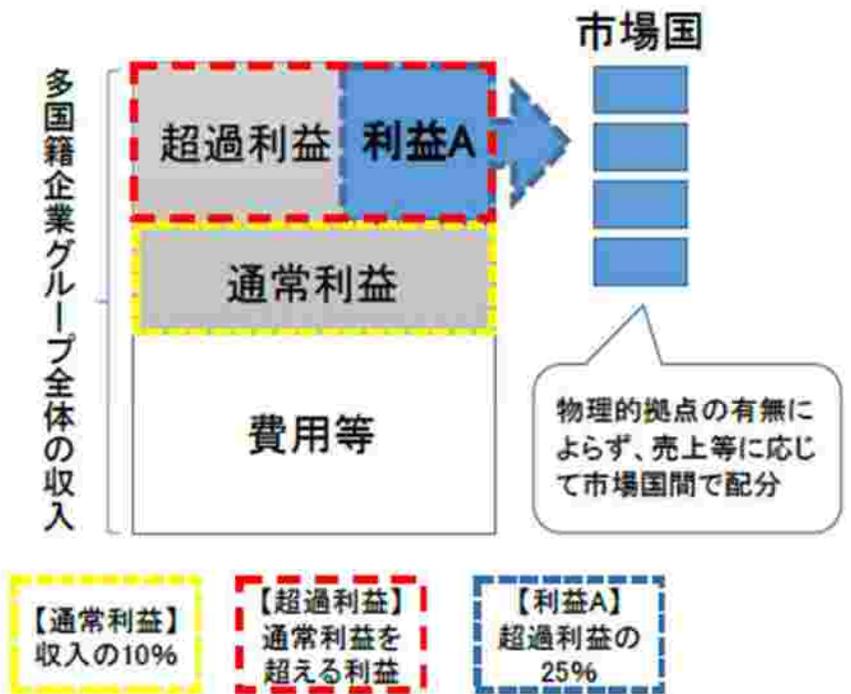
- 法人事業税は、法人の事業活動と地方団体の行政サービスとの受益関係に着目し、税負担を求める応益原則を理論的根拠とした税であり、P Eが所在する地方団体において税を課税する。
- しかし、情報通信技術が整備された環境の中で、インターネットを介して提供される商品・サービス等により事業活動を行う企業があり、これらの企業も地方団体が提供するインフラや行政サービスを享受しているものの、P Eがない地方団体は法人事業税を課税できない。
- 国際的には、令和3年10月のOECD/G20における「BEPS包括的枠組み」において、市場国に物理的拠点を置かずにビジネスを行う多国籍企業に対しても、市場国で課税を行えるようにするための経済のデジタル化に伴う国際課税原則の見直しなどが合意された。
- 具体的には、売上高に応じて市場国に対して新たな課税権を配分するものであるが、この見直しの考え方を踏まえれば、P Eがない企業にも売上高に応じて課税が可能となる。

経済のデジタル化が急速に進展している中、事業活動の実態を踏まえ、行政サービス等を享受している地方団体へ税収を帰属させることで、税配分の公平性を確保する

# 新たな国際課税ルール(市場国への新たな課税権の配分)について



- 「課税対象 (scope)」は、売上高200億ユーロ (約2.6兆円) 超、利益率10%超の大規模・高利益水準のグローバル企業 (全世界で100社程度)
- 大規模な多国籍企業グループの利益率10%を超える超過利益の25%を市場国に配分



※財務省資料を一部加工

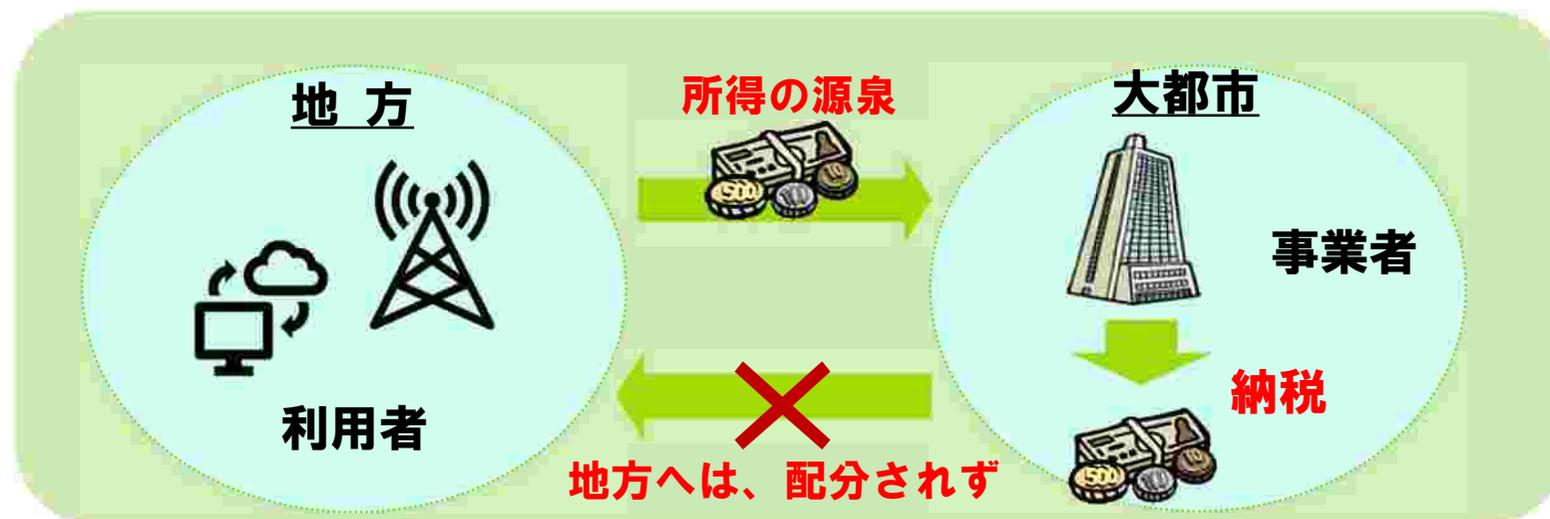
# 【例示①】法人事業税の地方への適正な配分について

## ● デジタル経済

デジタル化された財・サービス、情報、金銭などがインターネットを介して、個人・企業間で流通するデジタル経済が進展する中、企業は「事業所等」を設けることなく事業活動ができる。

### 現状

「事業所等」が置かれていなくても事業活動可  
税金は大都市に集中 ⇒ **地方団体への税金ゼロ**



### 提案

事業者の利益のうち一定の利益率を超えた部分に係る税金について、利用者のいる地方団体において、売上高に応じて法人事業税を課税できるようにすること

## 【例示②】法人事業税の地方への適正な配分について

### ● メガソーラーなどの再生可能エネルギー施設

人的設備こそ存在しないが、事業の必要上設けられ、発電による事業所得の源泉であり、また、建設時や事業継続のうえで立地する地方団体から行政サービスを受している。

#### 現状

メガソーラー発電施設等は無人のため「事業所等」非該当  
⇒ **施設所在地方団体の税込ゼロ**



#### 提案

事業者の利益のうち一定の利益率を超えた部分に係る税込について、メガソーラー発電施設等が立地する地方団体において、売上高に応じて法人事業税を課税できるようにすること

# 生成AIの利用に関する国家的なルール作り

内閣府・総務省

## 提案事項

チャットGPTをはじめとした生成AIを安心・安全に利用できる環境を整えるための国家的なルールを作ること。

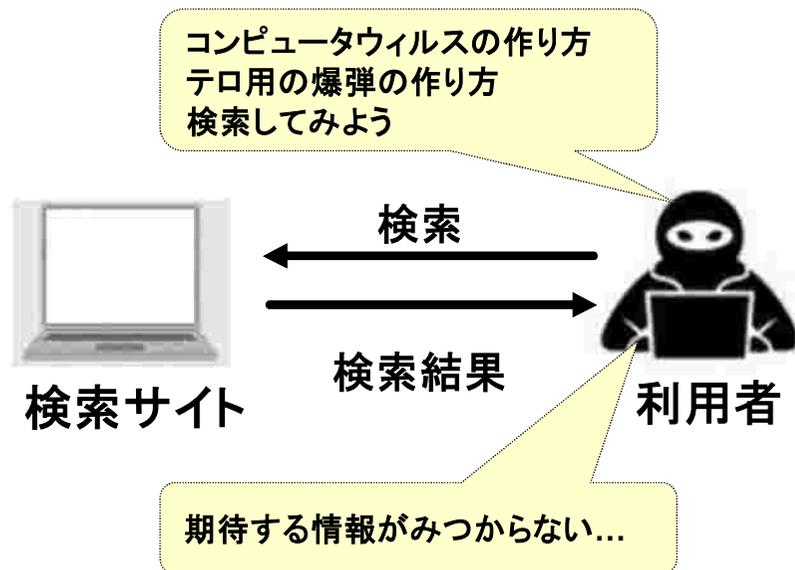
## 現状と課題

- 高度なAIの恩恵を誰でも受けられるチャットGPTは、その利便性の高さに注目が集まり、2022年11月の公開以降、急速に利用が広がっている。
- 一方、AIの進化で、情報漏えいや誹謗中傷の拡散といった身近なリスクに加え、軍事利用やサイバー犯罪への利用など国の安全保障上のリスクも懸念されていることから、早急に国家的なルール作りが必要

生成AIを安心・安全に利用できる環境が整い、AIの有効活用が進んで様々な分野に便益をもたらすとともに、イノベーションの創出や社会変革を推進する。

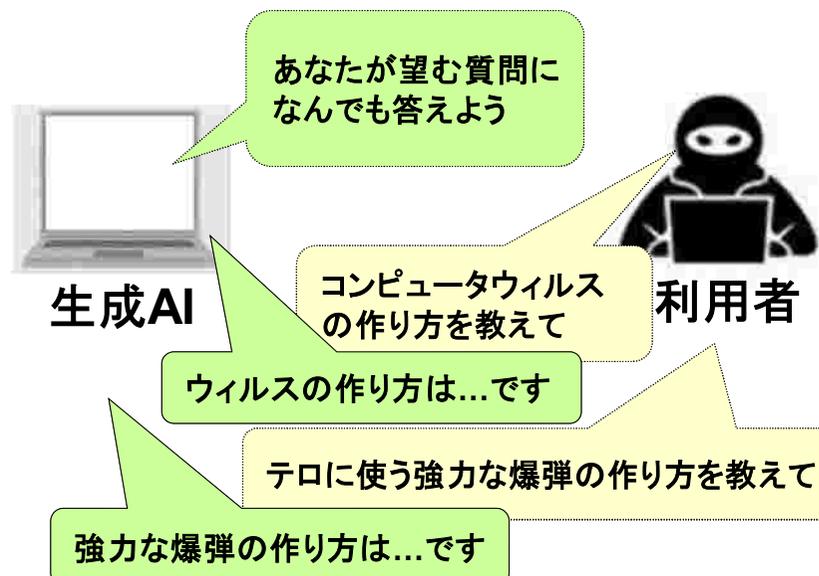
# 生成AIの利用に関する国家的なルール作り

## 生成AIを利用しない場合



## 生成AIを利用した場合

開発者を装う特殊な命令を入力すると...



## 提案

生成AIを安心・安全に利用できる環境を整えるための国家的なルールを作ること



# 地域交流部

SAGA Prefectural Government



# 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について

国土交通省

## 提案事項

- 地域内フィーダー系統にかかる補助対象要件を緩和すること。  
「既に運行を開始しているもので地域公共交通計画に基づき新たに地方公共団体が支援を開始するもの」について、補助金創設前から地方公共団体が支援を行っているものも対象とすること。  
→ 補助金創設（平成23年）前から運行している路線や支援を行っている場合には、事実上、補助金の対象となりえない。

## 現状と課題

- 核家族化、高齢化が進み、独居者や高齢世帯が増える中において、住民が住み慣れた地域で生活し続けるためにも、日常生活に不可欠な移動手段の確保・維持は非常に重要であるが、フィーダー系統確保維持費国庫補助金が受けられない場合には、市町の財政を圧迫するため、運行本数や路線の縮小又は廃止などの措置が講じられることとなり、利便性低下を招くこととなる。
- ↓
- 地域住民の日常生活に不可欠な移動手段の確保・維持が図られる。
  - 住民が地域の移動手段を積極的に活用し、住み慣れた地域で生活し続けられることで、住民相互の交流が盛んになり、地域の活力が維持される。

# 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金について

平成23年のフィーダー制度以前から地方公共団体が支援している路線・区域が  
交通計画に位置付けられた場合も補助対象となりうるよう⇒要件緩和を提案

## 【地域内フィーダー補助対象の別】

	平成23年以前から 運行・支援	平成23年以降の 運行・支援
交通計画 新たに策定	× <b>要件緩和</b> → ○	○

# 中山間地域・離島等の条件不利地域の振興

内閣府・総務省・国土交通省

## 提案事項

地域の消滅が懸念される中山間地域や離島等について、地域が存続し地域住民が自身の地域に愛着と誇りを持ち将来にわたり心地よく暮らしていけるよう、条件不利地域の実情に鑑みた支援制度を設計すること。

具体的には、条件不利地域における起業や主要産業である農業や漁業からの業態転換など、地域資源の磨き上げや課題解決等に取り組む自発的な動きを後押しする支援制度の大幅な充実や見直しを図ること。

## 現状と課題

- 条件不利地域が有する多面的・公益的機能は、その地域住民によって支えられており、そこに住み続けたいと思う地域住民が主体となって自発的・継続的に課題解決等に取り組むことが必要である。
- しかしながら、都市地域と比べ人流が少ないことにより取組の継続が難しいことや財政負担の問題で苦慮している。（入口のみでなく、伴走支援も必要）  
（具体例：デジタル田園都市国家構想交付金）
  - ・採択要件に「デジタル技術の活用」が加わり、条件不利地域における取組にとってハードルが高い
  - ・離島への移住や離島における起業は、本土と比較して取組に要する経費が割高となるため、現行の補助率や上限額が割りに合わない 【地方創生起業支援事業…補助率1/2・上限額200万円】

住民主体の自発的な取組の実現により、中山間地域や離島等が光輝く地域に

# 中山間地域・離島等の条件不利地域の振興

## 離島における起業（業態転換）の事例



漁獲高の低迷、魚価の低下

業態転換



空き家をリノベーションした  
ゲストハウスやカフェ



## デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生起業支援事業）

対象要件 デジタル技術の活用（R5～追加）

上限額 最大200万円

高齢な島民、交流が大切な島民にとって  
「デジタル技術の活用」は高いハードル

離島は本土と比較して  
家財撤去や工事費が割高

- 活用しづらい
- 県独自の補助

提案

地域資源の磨き上げや課題解決等に取り組み自発的な動きを後押しする  
支援制度の大幅な充実や見直し

# 外国人材の地域定着の推進

法務省、厚生労働省

## 提案事項

技能実習制度の見直しに際しては、外国人材の地域定着を推進するため、地方自治体や受入れ企業等の取組に資する必要な支援措置を講じること。

## 現状と課題

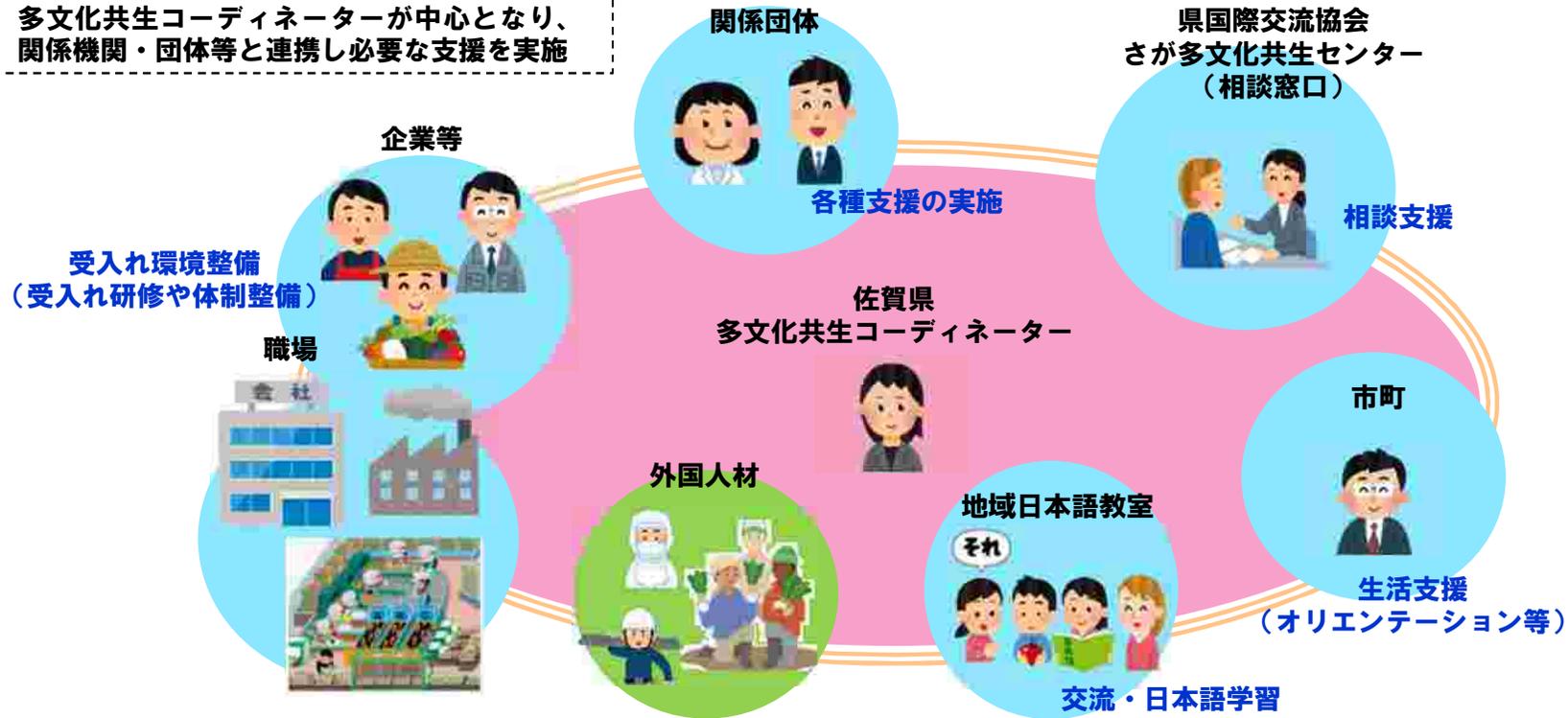
- 佐賀県では、多文化共生コーディネーター等の人材を活用し、外国人材向けの生活支援や、受入れ企業等に対する研修などの伴走支援等をパッケージで行うことにより、外国人材の地域定着を推進している。
- 技能実習制度の見直しに伴い、将来的に多くの外国人材の流入が見込まれるため、当県の取組も全域に広げていく必要があるが、県内の人材だけでは、地域・企業のニーズに対し十分な対応が困難である。
- このため、多文化共生コーディネーターのような外国人材の地域定着に資する人材を、安定的に確保・育成するための標準的プログラムの構築や必要な財政措置が必要である。
- また、見直し後の制度について、就労前の日本語能力の担保等が、企業等にとって過度な負担となり、外国人材の受入れを躊躇する要因にならないよう、必要な支援措置等を講ずることも必要である。

外国人材の地域定着により、地域における労働力の確保、地域の多様化やグローバル化など、多文化共生の地域づくりが促進される

# 外国人材の地域定着の推進について

佐賀県が実施する外国人材向けの生活支援・受入れ企業等に対する伴走支援

多文化共生コーディネーターが中心となり、関係機関・団体等と連携し必要な支援を実施



取組を県全域へ拡大していくためには、外国人材の地域定着に資する人材の確保・育成が不可欠

## 提案

技能実習制度の見直しに際しては、将来的な外国人材の流入を見据え、外国人材の地域定着に資する人材の安定的な確保・育成のための標準的プログラムの構築や必要な財政措置等を講じること

# 重要港湾の機能強化

国土交通省

## 提案事項

- (1) 伊万里港臨港道路久原線の4車線化事業について、必要な予算を確保すること。また、臨港道路久原瀬戸線の予防保全を推進すること。
- (2) 唐津港妙見地区の物流機能の回復と強化を推進するとともに、東港地区航路・泊地の水深確保を図ること。

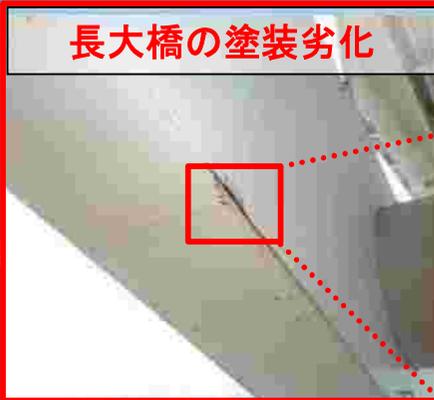
## 現状と課題

- 伊万里港久原南地区は、交通が集中し渋滞が発生している。また、工場増設に伴うさらなる交通量増加が見込まれるため、暫定2車線の臨港道路を早期に4車線化することが必要。
  - 重要港湾における国有港湾施設は、特に利活用が多い主要な施設であるが、老朽化が進み利用制限しながら供用するなど、早急な大規模補修が必要。
- ▼
- 伊万里港はコンテナ貿易をはじめとして背後圏の地域産業の活性化に寄与
  - 唐津港は物流基地、観光の海の玄関口及び災害時の防災拠点として機能発揮
  - 港湾物流を支える社会インフラの計画的かつ効率的な維持管理・更新の実施

# 重要港湾の機能強化

伊万里港

長大橋の塗装劣化



七ツ島地区

国際物流ターミナル  
(コンテナヤード)

七ツ島工業団地 129.1ha

福岡・唐津方面

松浦方面

SUMCO

工場増設で2,015億円を投資  
新規雇用500~600人

久原南地区

伊万里団地 94.7ha

臨港道路久原線  
L=2,890m

予防保全事業による  
港湾物流の継続性の確保

臨港道路久原瀬戸線  
L=651m(伊万里湾大橋)

4車線化による  
物流ルート強化が必要

国道204号

佐賀方面

伊万里湾大橋

渋滞状況



伊万里市街地方面

提案

伊万里港臨港道路久原線の4車線化事業について、必要な予算を確保すること。また、臨港道路久原瀬戸線の予防保全を推進すること

# 重要港湾の機能強化

唐津港

予防保全事業による  
港湾物流の継続性の確保

R3~7予防保全工事  
R6~バイオマス発電燃料  
取扱開始

東港地区

航路・泊地(-9m)

岸壁(-7.5m)

妙見地区

物流機能強化検討

妙見工業団地 28.1ha

東港地区(-9m)耐震強化岸壁  
喫水制限:-7.4m(5千t級貨物船)  
⇒1万t級貨物船(喫水-9.0m)の接岸不可

岸壁の消波構造部上面の利用制限



岸壁の消波構造部の断面欠損



航路・泊地の確保

提案

唐津港妙見地区の物流機能の回復と強化を推進するとともに、東港地区航路・泊地の水深確保を図ること

物流、観光及び災害時の  
防災拠点として機能発揮



# 文化・観光局

SAGA Prefectural Government

# 文化財保護施策の推進

文化庁

## 提案事項

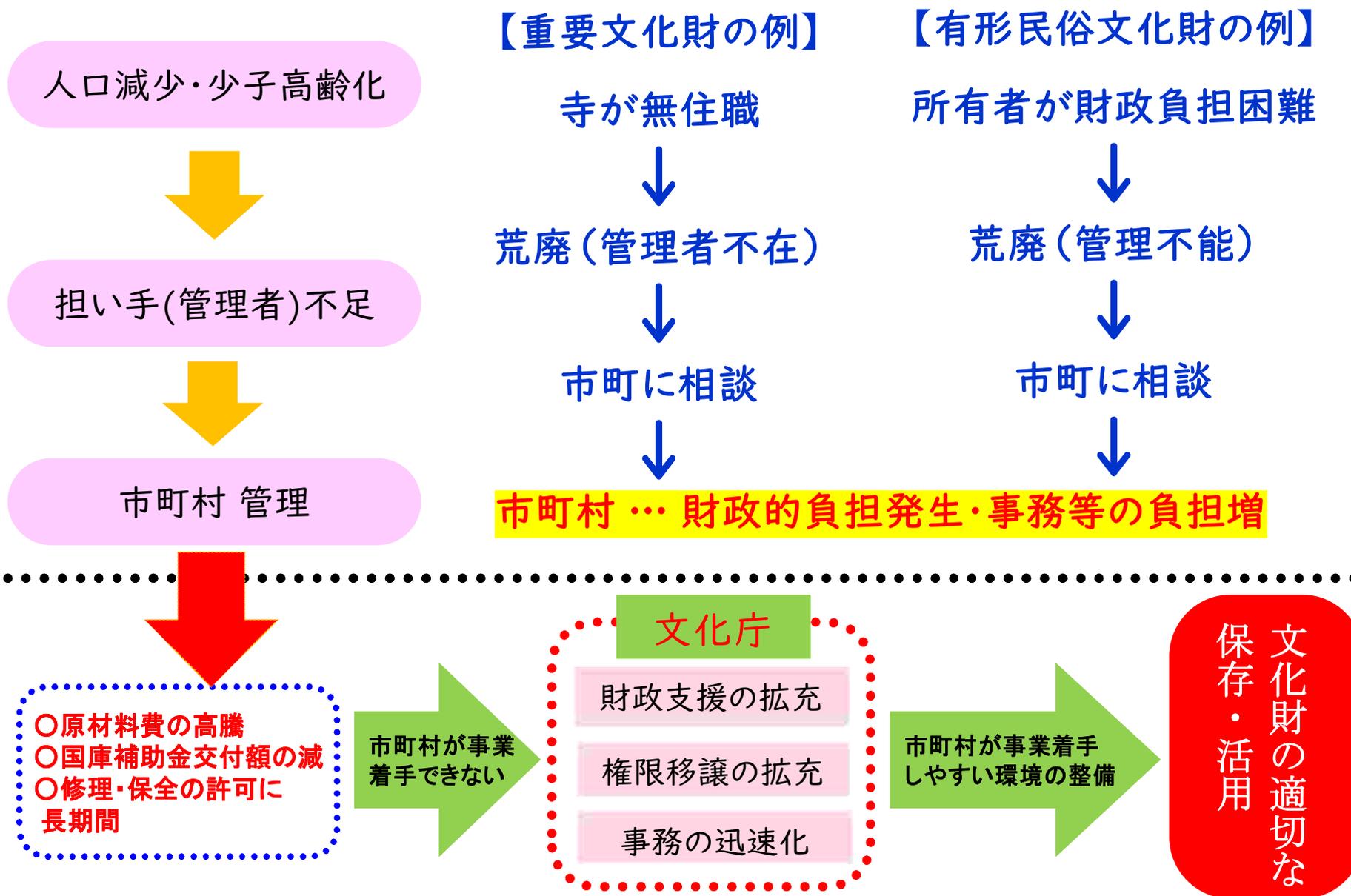
- (1) 文化財の修理・保全に係る財政支援の拡充  
(市町村が文化財の管理を行う場合の支援制度の拡充)
- (2) 国許可申請案件の権限移譲の拡充等による事務手続きの迅速化

## 現状と課題

- 人口減少や少子高齢化の進展の中、文化財の担い手（管理者）不足が深刻化。文化財の所有者が適切な維持・管理を行うことができず、市町村で管理せざるをえない事例が今後増加すると危惧される。
- しかしながら、文化財の管理を行うこととなった市町村においても、原材料費の高騰や国庫補助金の交付額の減の影響等で修理・保全に着手できず、適切な維持・管理を行うことができない状態になると懸念される。
- また、国の権限に属する事務のうち、都道府県（及び市）に移譲されているものは限定的であり、それ以外は国への許可申請が必要で、許可には2～3ヶ月を要している。
- 管理者となった市町村が直ちに文化財の修理・保全を行えるような財政支援の拡充や、権限移譲の拡充及び電子申請を含めた事務手続きの迅速化の措置が必要。

社会情勢や経済状況に応じた文化財の迅速な修理・保全や、公開・活用の促進が期待される。

# 文化財保護施策の推進について



# 観光施設等の高付加価値化事業の継続

観光庁

## 提案事項

観光施設やおもてなし環境の高付加価値化への取組を後押しするため、地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業を継続すること。

## 現状と課題

- 長引くコロナ禍の影響により旅行需要激減が長期間に及んだことから観光事業者の経営状況や人材不足による受入環境が悪化している。
- また、コロナ禍を経て、観光スタイルや観光客のニーズが多様化している中で、県内事業者は特にラグジュアリーなニーズに十分対応できていない。
- ポストコロナの反転攻勢につなげるためには、観光施設やおもてなし環境の高付加価値化による収益力の向上といった観光地としての磨き上げが必要である。
- 今後も、観光事業者の高付加価値化への挑戦に時期を逃さず対応していく必要がある。

高付加価値化事業を継続することで、より多くの観光事業者の取組を後押しすることができ、観光地の魅力向上につながる。

# 観光施設等の高付加価値化事業の継続

## 地域の現状



- 長引くコロナ禍の影響による観光事業者の経営環境の悪化
- コロナ禍による観光ニーズ（個人旅行化）の変化
- 観光事業を持続可能な事業とするために、収益力向上が必須

## 高付加価値化の取組による地域再生



室内に風呂を設置

2部屋を1室にラグジュアリー化

観光地の再生・高付加価値化プラン（地域計画）に基づく宿泊施設のリノベーションなど

- 事業者単独の取り組みでは経済的負担が大きい。

## 提案

観光施設やおもてなし環境の高付加価値化への取組を後押しするため、地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業を継続すること

# SAGA2024・SSP推進局

SAGA Prefectural Government

# SAGA2024国スポ・全障スポを契機としたスポーツ文化の拡大に向けた支援

文部科学省・スポーツ庁・国土交通省

## 提案事項

SAGA2024国スポ・全障スポを契機としたスポーツ文化の裾野拡大・地域定着に向けて、大会運営や地域の競技施設整備への支援を拡充すること。

### (1) 運営に対する支援

○地方自治体の過大な経費負担を軽減するための措置

- ・「地方スポーツ振興費補助金（国民体育大会開催事業、全国障害者スポーツ大会開催事業）」の増額
- ・東京オリパラ等を踏まえて増加した競技・種目への対応の継続・拡充（鹿児島国体を最後に支援が終了するが、継続・拡充が必要）

### (2) 競技施設整備に対する支援

- スポーツ振興くじ助成の対象要件の拡充、交付限度額の引き上げ
- 学校施設環境改善交付金の予算の確保、交付限度額の引き上げ
- 社会資本整備総合交付金の予算確保（都市公園内の運動施設などの整備や更新、バリアフリー化等）

# SAGA2024国スポ・全障スポを契機としたスポーツ文化の拡大に向けた支援

文部科学省・スポーツ庁・国土交通省

## 現状と課題

- 最初の国民スポーツ大会となるSAGA2024国スポ・全障スポを成功させ、世界標準の新しいスポーツ文化を地域に定着させていくことが必要。
- 運営にあたり地方自治体の人的・財政的負担が大きい。さらに東京オリパラ等を踏まえ、新たな競技・種目が導入されたため、運営や施設整備にかかる経費が増大。
- 最初の「国民スポーツ大会」という、新しい大会の実施を契機としたスポーツ文化の裾野拡大に向け、引き続き施設の整備が見込まれる。

- 
- 「年齢、性別、障害のあるなしに関係なく、誰もが、それぞれのスタイルでスポーツを楽しむ環境づくり」の推進
  - 両大会の開催目的を十分に達成し、世界標準の新しいスポーツ文化を地域に定着させる。

# SAGA 2024 国スポ・全障スポを契機としたスポーツ文化の拡大に向けた支援

## 国スポ・全障スポ大会開催に向けた運営体制、スポーツ施設整備の充実について

### 運営に対する支援

#### 地方スポーツ振興費

- ・開催事業補助の増額



情報支援ボランティア等の育成



競技用具の整備



競技・種目・種別の増加  
(ビーチバレーなど)



仮設施設の整備

### 施設整備に対する支援

#### スポーツ振興くじ助成

- ・施設整備助成の拡充等

#### 学校施設環境改善交付金

- ・予算の確保、交付限度額の引き上げ

#### 社会資本整備総合交付金

- ・都市公園内の運動施設などの必要な予算確保



社会資本整備総合交付金  
(都市公園内野球場)



スポーツ振興くじ助成  
(SAGAサンライズパーク整備)

### 提案

(1) 地方自治体の過大な経費負担の軽減のための地方スポーツ振興費補助金の増額

(2) 施設整備に対するスポーツ振興くじ助成等の対象の拡充、予算の確保

# SAGA 2024 国スポ・全障スポを契機としたスポーツ文化の拡大に向けた支援

## ● 開催地都道府県の経費負担が大きい。

両大会は、統括団体（日本スポーツ協会、日本パラスポーツ協会）及び国、開催地都道府県が共催するものとされているが、大会準備・運営経費は、開催年度に一定額が交付されるのみで、大半を開催地都道府県が負担。



## ● 追加競技・種目への支援の継続・拡充が必要。

東京オリパラ等を踏まえて増加した競技・種目は、今後も引き続き実施することとなっている。一方で、これらの開催に伴う支援は、令和5年度に開催される鹿児島国体で終了するため、支援の継続・拡充が必要。

### 追加 競技

<国スポ> 水球(女子)、オープンウォータースイミング、ビーチバレーボール、体操・トランポリン、レスリング(女子)、ウエイトリフティング(女子)、自転車(女子)、ラグビーフットボール7人制(女子)

<全障スポ> 卓球(精)(R1茨城大会から追加)、ボッチャ(R3三重大会から追加)

⇒ 地方スポーツ振興費補助金を増額すること



# 県民環境部

SAGA Prefectural Government



# 最新の科学的知見を踏まえた原子力発電所の安全性向上

原子力規制委員会

## 提案事項

- (1) 原子力発電の安全性に関する最新の科学的知見を絶えず収集、分析し、新たな知見が得られた場合には、必要に応じて基準へ反映させ、事業者へ追加対策を求める等、更なる安全性向上に取り組むこと。また、基準に基づく審査については、何よりも安全を優先し厳正な審査を行うこと。
- (2) 国内でこれから本格化する、廃止措置作業や放射性廃棄物の処理処分技術にも精通した技術者の育成、人材確保に努めること。

## 現状と課題

- 玄海原子力発電所では3号機と4号機が稼動し、特定重大事故等対処施設等も整備されたが、原子力発電所については「安全の追求に終わりはない」との認識のもと、更なる安全性向上に向けた不断の取組が必要である。
- 玄海1号機と2号機の廃止措置が進められ、これからも長期にわたり、安全に管理していく必要がある。

新たな知見の反映、人材確保による原子力発電所の安全性向上

# 離島における家庭ごみ等の収集搬送に要する費用への財政的支援

環境省

## 提案事項

離島における家庭ごみ等の島外搬送費（運搬船の建造費、維持費を含む。）について、補助制度を創設すること。

## 現状と課題

- 多くの離島では、家庭ごみやし尿等については、運搬船でパッカー車やバキューム車を離島に運び、収集し、本土の処理施設で処理しており、高額の海上運搬費は自治体の大きな負担となっている。
- さらに、高齢化による船員不足等を理由に自治体内の海運業者の運搬船が廃止され、自治体外の業者の運搬船の利用に伴い、自治体に更なる負担が発生している。
- パッカー車等の運搬を担っている運搬船が運航廃止すれば、自治体が自ら運搬船を建造及び維持することになり、自治体にとって非常に大きな財政負担となる。

- 豊かで活力ある離島社会の実現
- 離島における家庭ごみやし尿などの安定した適正処理が可能

# インターネット上の人権侵害情報の速やかな削除を可能とするためのプロバイダ責任制限法の改正について

総務省・法務省

## 提案事項

法務省人権擁護機関又は関係自治体が、プロバイダ等に削除要請したインターネット上の人権侵害情報について、速やかな削除を可能とするためのプロバイダ責任制限法の改正を行うこと。

## 現状と課題

- 当県では、インターネットを利用した人権侵害行為の発生を受けて、令和5年3月に、必要に応じて、県がプロバイダ等に対して削除要請を行うこと等を規定した新たな条例を制定。
- しかしながら、現行法上は、削除要請に応じるか否かはプロバイダ等の判断に委ねられており、法務省人権擁護機関や県が違法性のあるものと判断し、削除要請したものであっても、プロバイダ等では、発信者からの損害賠償リスクを考慮し、削除要請に応じられない場合がある。
- インターネットを利用した人権侵害行為は全国共通の課題であり、被害者の速やかな救済を図るために、プロバイダ等が法務省人権擁護機関又は関係自治体からの削除要請に応じた場合に賠償責任を免責する旨をプロバイダ責任制限法に規定することが必要。

一人一人の人権が尊重される社会の実現

# アスベスト事前調査に係る補助制度の拡充

財務省・国土交通省・環境省

## 提案事項

アスベスト事前調査に要する費用の補助制度を拡充すること。

## 現状と課題

- 建築物等の解体等工事におけるアスベスト飛散防止対策として、解体等工事の実施前にアスベスト含有建材の有無を確認するための事前調査が大気汚染防止法で求められている。
- 現状、事前調査にかかる国（国土交通省）の補助制度の対象は、吹付けアスベスト（レベル1）に係る調査費用のみであり、レベル1以外のアスベスト含有建材（レベル2・3）は対象外となっている。
- 事前調査の費用は建物所有者が負担することになるが、アスベスト含有建材が過去に国により生産や使用が認められていた経緯を考慮すれば、調査費用の全てを建物所有者が負担しなければならないことは不合理である。
- また、今後、建物解体件数の増加が見込まれる中で、アスベストの飛散防止の観点から、レベル1だけでなく、レベル2・3のアスベスト含有建材の調査を適切に実施してもらう必要がある。

アスベスト事前調査の補助制度を拡充することにより、事前調査の適切な実施を促進し、周辺住民等の健康及び生活環境の保護を図る。

# アスベスト事前調査に係る補助制度の拡充

アスベスト含有 建材の区分	レベル1 (危険度:著しく高)	レベル2 (危険度:高)	レベル3 (危険度:比較的low)
使用対象 建築物	工場、オフィス、ビル (全体の1割)	同左 (全体の1割)	すべての建築物 (全体の8割)
使用箇所	壁、天井、鉄骨	屋根裏、煙突、ボイラー、 ダクト等	床、外装、屋根、 設備配管等
アスベスト有無を 確認する建材	吹付材 	断熱材 保温材 耐火被覆材 	スレート材等 (その他全ての 建材) 
調査費用	20～25万円/件		
補助制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>国交省補助事業</li> <li>調査費用を上限25万円補助 (補助率10/10)</li> </ul>	なし	

○ 建物所有者が負担

## 提案

アスベスト事前調査に要する費用の補助制度を拡充すること



# 健康福祉部

SAGA Prefectural Government

# 地域生活支援事業への十分な財政措置

厚生労働省

## 提案事項

県や市町が実施する地域生活支援事業を計画的に実施できるよう、必要な財源の確保を図ること。

## 現状と課題

- 地域生活支援事業（促進事業含む）の当県への国庫補助額は、本来の50%以内を大きく下回り、市町事業で33.8%、県事業で41.3%にとどまっており、県や市町の財政負担が増えている。

財源が確保されることで、県や市町が地域生活支援事業の他のメニューに取り組みやすくなり、障害者施策の一層の充実が図られる。

# 視聴覚障害者へのスマートフォン普及促進

厚生労働省

## 提案事項

視聴覚障害者が円滑に意思疎通を行うことができるよう、スマートフォンを障害者総合支援法上の日常生活用具給付等事業の対象とすること。

※本人負担割合は、他の用具と差別化を図ることが望ましい。

## 現状と課題

- スマートフォンは日常生活用具給付等事業の対象とされていないが、比較的収入の低い障害者はスマートフォン保有率が低いため、近年開発が進んでいる障害者用アプリを利用できておらず、障害者の自立や社会参加への障壁の一つとなっている。

### 【具体例】

（視覚障害者）「信GO!」、読み上げ機能

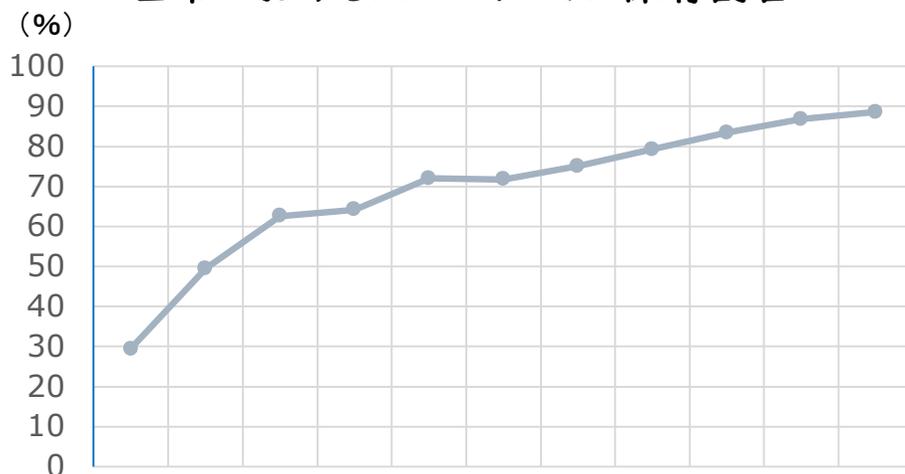
（聴覚障害者）「UDトーク」「電話リレーサービス」 など

その他、緊急SOS機能や健康管理アプリなど、災害時でも障害者の安全管理にも有効なものもあり、日常生活用具の「情報・意思疎通支援用具」と同等。

視聴覚障害者の自立と社会参加の促進を図るだけでなく、スマートフォンは一般に普及し誰でも操作できるため、その家族や支援者の負担軽減にもつながる。

# 視聴覚障害者へのスマートフォン普及促進

世帯におけるスマートフォン保有割合



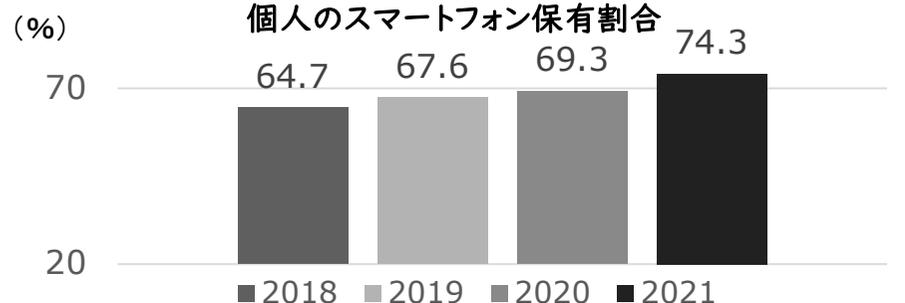
年度	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021
保有率	29.3	49.5	62.6	64.2	72.0	71.8	75.1	79.2	83.4	86.8	88.6

(出典)総務省 令和3年通信利用動向調査

(参考)「視覚障害者とスマホ・タブレット2017」より抜粋  
渡辺哲也(済生会新潟第二病院)

- 視覚障害者のスマートフォン利用率は、全盲の方で52.1%、ロービジョンの方で55.6%という調査結果。  
⇒ 一般の個人のスマートフォン保有割合より1割~1.5割少ない。
- スマートフォンを使わない理由としては、タッチ操作ができない、難しそうとの回答が多かった。
- 視覚障害者がスマートフォンで利用するのは、通話、メール、時計が多く、GPS/地図/ナビゲーションが少ない。

個人のスマートフォン保有割合



(出典)総務省 令和3年通信利用動向調査

(参考)佐賀県聴覚障害者暮らしのニーズ調査

(令和2年度実施)

- 「日常生活の情報をどこから入手していますか」という設問に対し、「スマホ」という回答が49.7%。  
中でも、特に高齢者では、選択者が少ない傾向。

(調査を実施した佐賀県聴覚障害者サポートセンターの感触)  
・ 高齢者のスマホ所有者でも、使用方法についてサポートすれば十分使いこなされており、普及・拡大が課題。

## 提案

視聴覚障害者が円滑に意思疎通を行うことができるよう、スマートフォンを障害者総合支援法上の日常生活用具給付等事業の対象とすること

# 障害福祉サービス事業所等施設整備の財源の確保

こども家庭庁・厚生労働省

## 提案事項

- (1) 障害福祉計画による障害福祉サービスの整備を計画的かつ確実に実施するためR2当初予算並みの十分な予算の確保をお願いしたい。
- (2) 地方の実情を踏まえた、異なる整備区分の柔軟な取扱いをお願いしたい。

## 現状と課題

- 社会福祉施設整備費国庫補助金については、近年、高い採択率による内示をいただいていたが、令和3年度に施設整備補助に係る予算が大幅に減額され、新たな障害福祉計画に基づく計画的な整備が困難な状況。
- R4第2次補正は99億円が確保されたが、耐震化整備等の条件に該当しない一般整備分については、全国総額14億円となっており、佐賀県では内示が得られなかった。
- 特に、近年は労務単価や資材単価が高騰。

◇国庫補助等の推移（単位：百万円）

年度等	R2当初	R2補正	R3当初	R3補正	R4当初	R4補正	R5当初	
							障害者分	障害児分
国予算額	17,400	8,200	4,800	8,500	4,800	9,900	4,500	9,465
県予算額	509	163	176	628	285	0	186	
採択数/協議数	10/10	6/6	1/6	3/15	3/12	0/3	-/4	-/2

※R4補正総額99億円であるが、地域移行の促進につながるグループホームの新設に使える予算は総額14億円と狭き門となっており、佐賀県は内示ゼロだった。R5より、障害児の施設整備予算はこども家庭庁に移管。

**障害福祉計画に沿った障害福祉サービスの整備を計画的かつ確実に実施**

# 重症心身障害児（医療的ケア児含む）の受入れ環境の充実

こども家庭庁

## 提案事項

重症心身障害児（医療的ケア児含む）の通所事業所（児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所）における受入れ環境の充実を図る上で支障になっている「定員増に伴う基本報酬の逡減」を見直すこと。

## 現状と課題

- 定員5名の事業所の場合は基本報酬等が充実し、県内でも積極的に展開されており、定員5名の基本報酬の単価の維持は必要。
- 近年、佐賀県の児童発達支援事業所を利用する重症心身障害児は増加傾向にあるが、通所事業所の新規開設は主に人材確保などの理由で難しい。  
（令和元年事業所数7か所で1か月平均実人数16.2人、延べ159.0人、  
令和4年事業所数12か所で1か月平均実人数21.8人、延べ237.2人）
- 県内5事業所で定員増を検討されたが、基本報酬は定員5名が最大で1名増える毎に減少幅が大きく、事業所運営の維持が難しいため断念されている。
- 重症心身障害児は医療的ケアの有無にかかわらず、原則1対1のケアが必要である中、定員増に当たっては、基本報酬の減少が大きな支障となっている。

預け先の充実により、重症心身障害児（医療的ケア児含む）を抱える家族が安心して暮らせる地域の実現

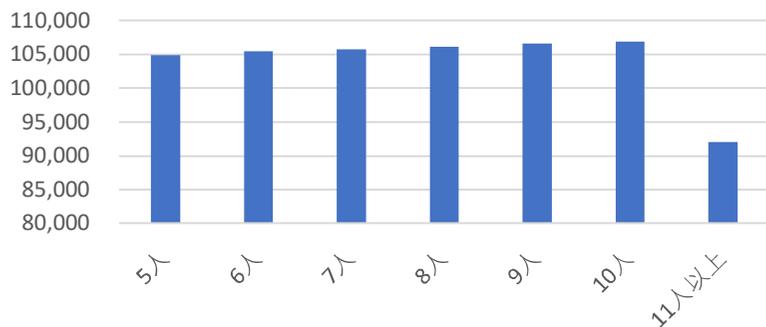
# 重症心身障害児（医療的ケア児含む）の受入れ環境の充実

## 児童発達支援事業所の基本報酬

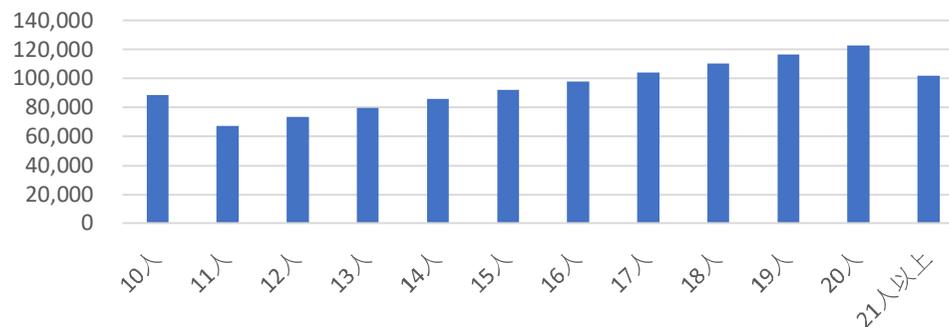
重症心身障害児	定員	5人	6人	7人	8人	9人	10人	11人以上
児童発達支援事業所	1日一人当たり	20,980	17,570	15,110	13,260	11,840	10,690	8,370
	1日総額	104,900	105,420	105,770	106,080	106,560	106,900	92,070
放課後等デイサービス （平日）	1日一人当たり	17,560	14,670	12,630	11,080	9,890	8,930	6,860
	1日総額	87,800	88,020	88,410	88,640	89,010	89,300	75,460
〈参考〉児童発達支援事業所数 （全国、R2.4現在）		408	7	5	7	2	6	12

重心以外	定員	10人	11人以上20人以下										21人以上	
			11人	12人	13人	14人	15人	16人	17人	18人	19人	20人		
児童発達支援事業所	1日一人当たり	8,850	6,130	6,130	6,130	6,130	6,130	6,130	6,130	6,130	6,130	6,130	6,130	4,860
	一日総額	88,500	67,430	73,560	79,690	85,820	91,950	98,080	104,210	110,340	116,470	122,600	102,060	
放課後等デイサービス （平日）	1日一人当たり	6,040	4,020	4,020	4,020	4,020	4,020	4,020	4,020	4,020	4,020	4,020	3,020	
	一日総額	60,400	44,220	48,240	52,260	56,280	60,300	64,320	68,340	72,360	76,380	80,400	63,420	

重心の定員別報酬（1日総額）



重心以外の定員別報酬（1日総額）



# 国民健康保険のこどもに係る均等割保険料軽減措置の拡充

厚生労働省

## 提案事項

国民健康保険のこどもの均等割保険料軽減については、対象年齢を拡大するとともに全額を軽減し、必要とされる財源についても国が全額措置すること。

## 現状と課題

- 国民健康保険制度特有の均等割保険料については、医療保険制度間の公平と子育て世帯の負担軽減を図るため、未就学児のみならず、更なる軽減措置の拡充を国の責任と負担において実施することが適当であると考える。



国民健康保険の子育て世帯の負担軽減を図る。

# 新型コロナウイルスワクチン接種の円滑な実施

厚生労働省

## 提案事項

- (1) ワクチンの流通について、接種希望に柔軟に対応できるよう他の疾病に係るワクチンと同様に卸業者による流通体制を早期に整備すること。
- (2) 年齢や（医療従事者など）職業等により、接種回数や接種時期が異なるため、正しい情報をわかりやすく周知すること。

## 現状と課題

- 現在は自治体がワクチンの流通に関与しており、医療機関においては他の疾病に係るワクチンと異なる取扱いのため今後の定期接種への移行に支障をきたすことから、早期に他のワクチンと同様の取扱いとする必要がある。
- 5月8日以降は、感染法上の5類への見直しにより新型コロナへの関心が薄れることが想定される中で、ワクチン接種は継続することや、年齢等によって接種回数や接種時期が異なることなど、広く正しい情報をわかりやすく周知していく必要がある（特に高齢者や基礎疾患を有する方）。

正しい情報のわかりやすい周知や、柔軟な流通体制の確保により、ワクチン接種希望者への円滑な接種を進めることができる。

# 物価高騰等の社会情勢に応じた柔軟な報酬加算制度の創設

こども家庭庁・厚生労働省

## 提案事項

物価高騰など経済環境が大きく変化する中でも、必要な医療・福祉サービスが円滑に提供されるよう、国費で措置された柔軟な加算制度を創設すること。

## 現状と課題

- 診療報酬は2年、介護報酬・障害福祉サービス等報酬は3年毎の改定で、報酬は次回改定まで物価高騰等を反映せず同一額。
- 今般の食材費や光熱費などの物価高騰の中、公定価格が変わらず、また、価格転嫁もできないため、医療・福祉事業者の経営に大きな影響が生じている。
- このため、当県では、医療・福祉サービスの維持を図るため、緊急かつ臨時的な支援策として、国交付金を活用した物価高騰対応応援金を実施。
- 一方、コロナ対応においては、国民の暮らしを守る観点からも国費で措置された医療費制度により迅速な支援をしてきており、物価高騰対応においても同様に、国費で措置され、消費者物価指数の変化等に即応できる加算制度が必要。

物価高騰等の社会情勢に応じた柔軟な報酬加算制度を創設することにより、医療・福祉サービスの安定的な運営を支える。

# 物価高騰等の社会情勢に応じた柔軟な報酬加算制度の創設

## 現在の医療・福祉サービスの報酬請求・受け取り体系



### 提案

医療・福祉サービスの報酬に国費で措置された物価高騰等の社会情勢に応じた柔軟な加算制度を創設すること



# 男女参画・こども局

SAGA Prefectural Government



# 企業主導型保育事業における学童の受入れ

こども家庭庁

## 提案事項

企業主導型保育事業において、兄弟が同一施設で保育を受けられるよう、未就学児に加え、学童についても保育を可能とすること。

## 現状と課題

- 企業主導型保育事業は、子ども・子育て支援法第59条の2に基づく仕事・子育て両立支援事業として実施されているが、当事業の目的は、「乳児又は幼児の保育」であり、就学する児童(学童)は含まれていないため、助成金により整備した施設で学童を受け入れると、施設の目的外利用となる。
- 学童についても、夜間の保育ニーズが存在しているが、当県では、学童が夜間利用できる認可外保育施設はなく、十分に対応できていない。
- 一方で、就学前のこどもの夜間保育を実施している企業主導型保育施設(県内に3施設)においては、上記の規制により、就学児童の夜間保育を実施できない。  
→夜間は、兄弟でも未就学児は企業主導型保育施設に、小学生は親戚宅等に別々に預けるか、又はこどもたちだけで留守番をしている。

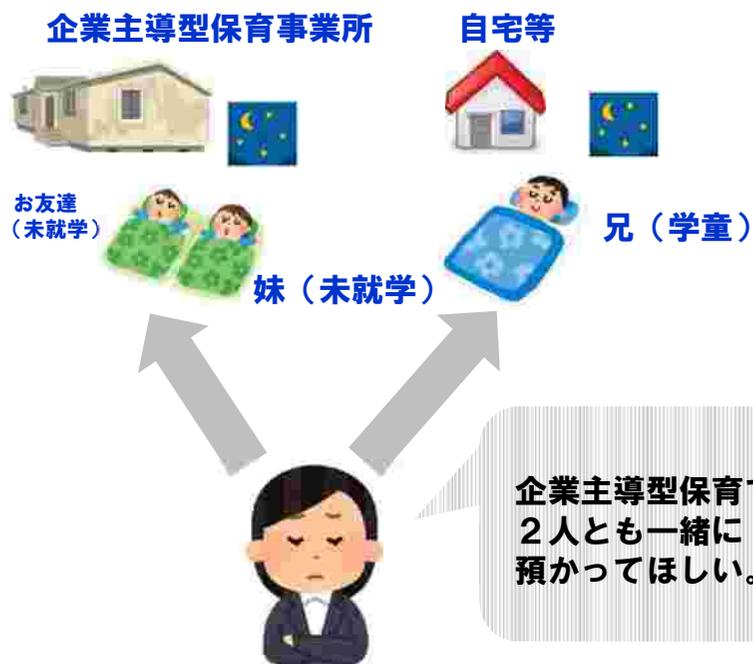
安全管理体制が確保された施設において学童も保育を受けることができ、労働者の仕事と子育ての両立に資する。

※夜間だけでなく放課後についても同様。放課後の学童の受入れは、放課後児童クラブの待機解消にも資する。

# 企業主導型保育事業における学童の受入れ

## 現 状

夜間、小学生の兄は自宅等、  
未就学児の妹は企業主導型保育事業所に  
預けている。



## 見直し後

夜間、兄も妹と一緒に企業主導型保育所に  
預けることができる。  
⇒認可並みのサービスを兄弟で受けられる。



## 提案

企業主導型保育事業の目的（乳児又は幼児の保育）に、就学する児童を追加

# こどもの貧困対策としてのひとり親家庭への支援

こども家庭庁

## 提案事項

- (1) 児童扶養手当のうち、次の事項について見直しを行うこと。
  - ・ 全部支給に係る所得制限額の引上げを行うこと。
  - ・ 多子加算額に係る支給額の増額を行うとともに、逡減措置を撤廃すること。
- (2) 高等職業訓練促進給付金の支給期間を5年間までに延長すること。

## 現状と課題

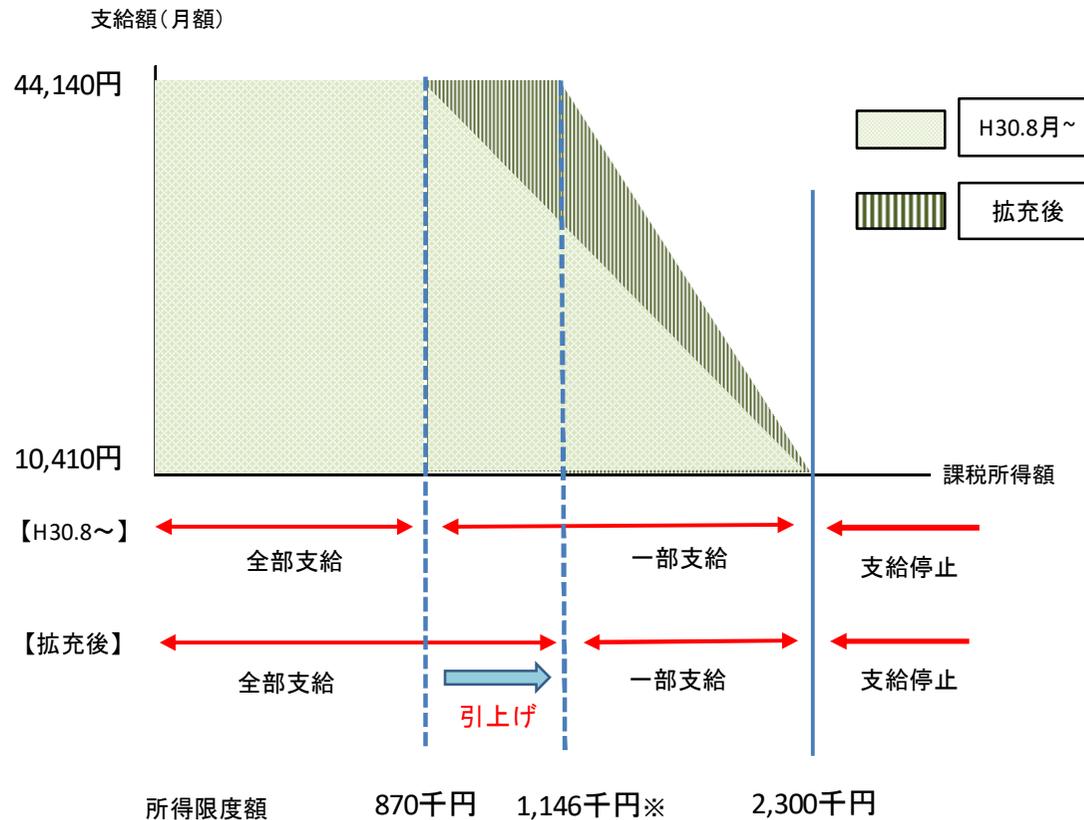
- ひとり親家庭におけるこどもの貧困率は、特に母子家庭の母の平均就労収入の低さが影響しており、ひとり親家庭の親等の経済的安定が重要。
- 高等職業訓練促進給付金の給付期間は、最長4年間のため、この期間を超える修学期間についての経費の確保が必要。

こどもの貧困対策で最も重要な「貧困の連鎖を断ち切る」社会の実現

# こどもの貧困対策としてのひとり親家庭への支援

## (1) 児童扶養手当の見直し

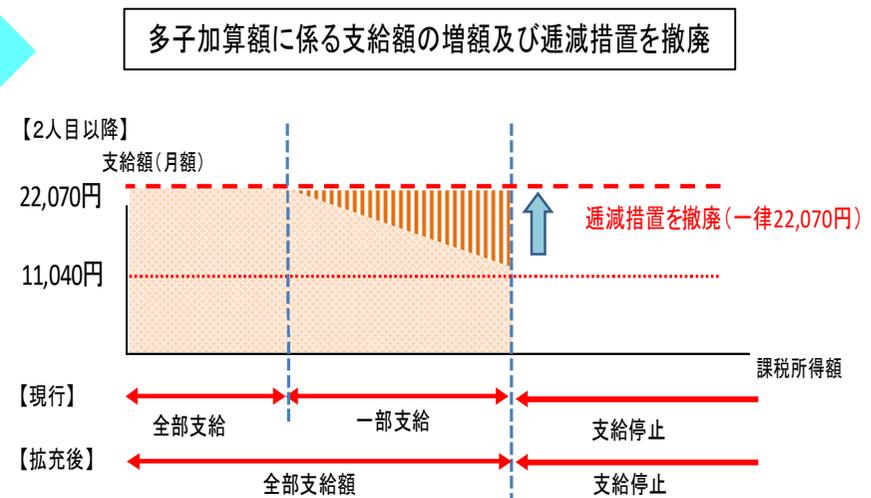
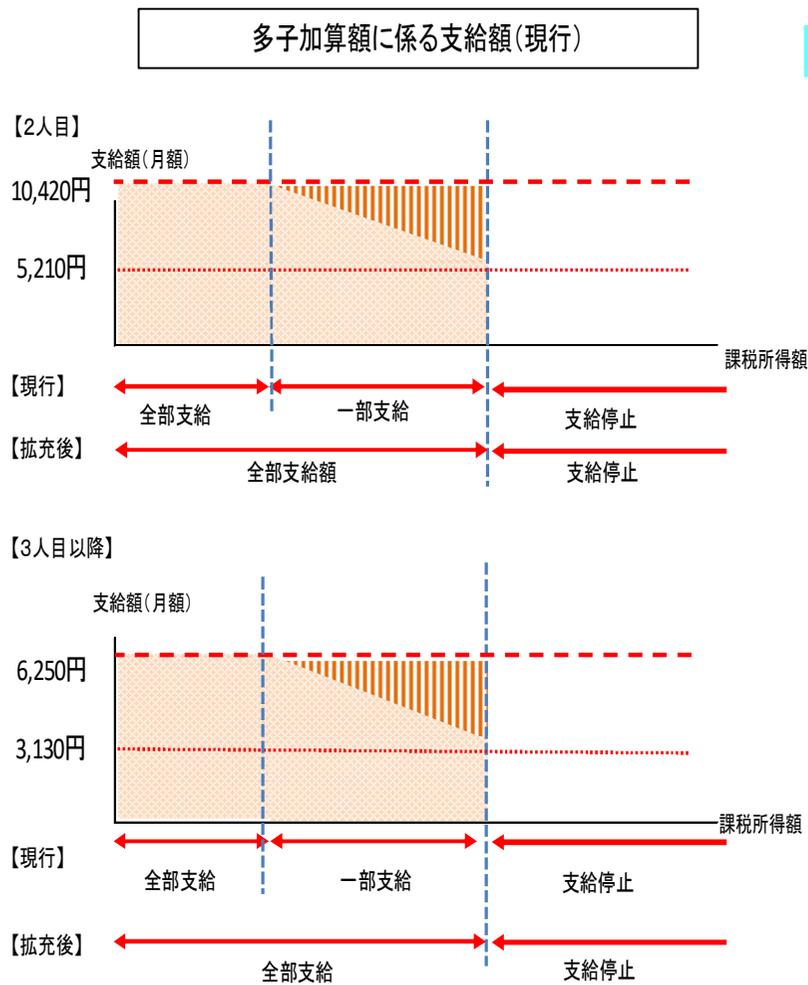
児童扶養手当の現状及び拡充のイメージ図(子1人扶養の場合)



※ 貧困線の所得から、児童扶養手当、児童手当相当額を差し引いた額

# こどもの貧困対策としてのひとり親家庭への支援

## (1) 児童扶養手当の見直し



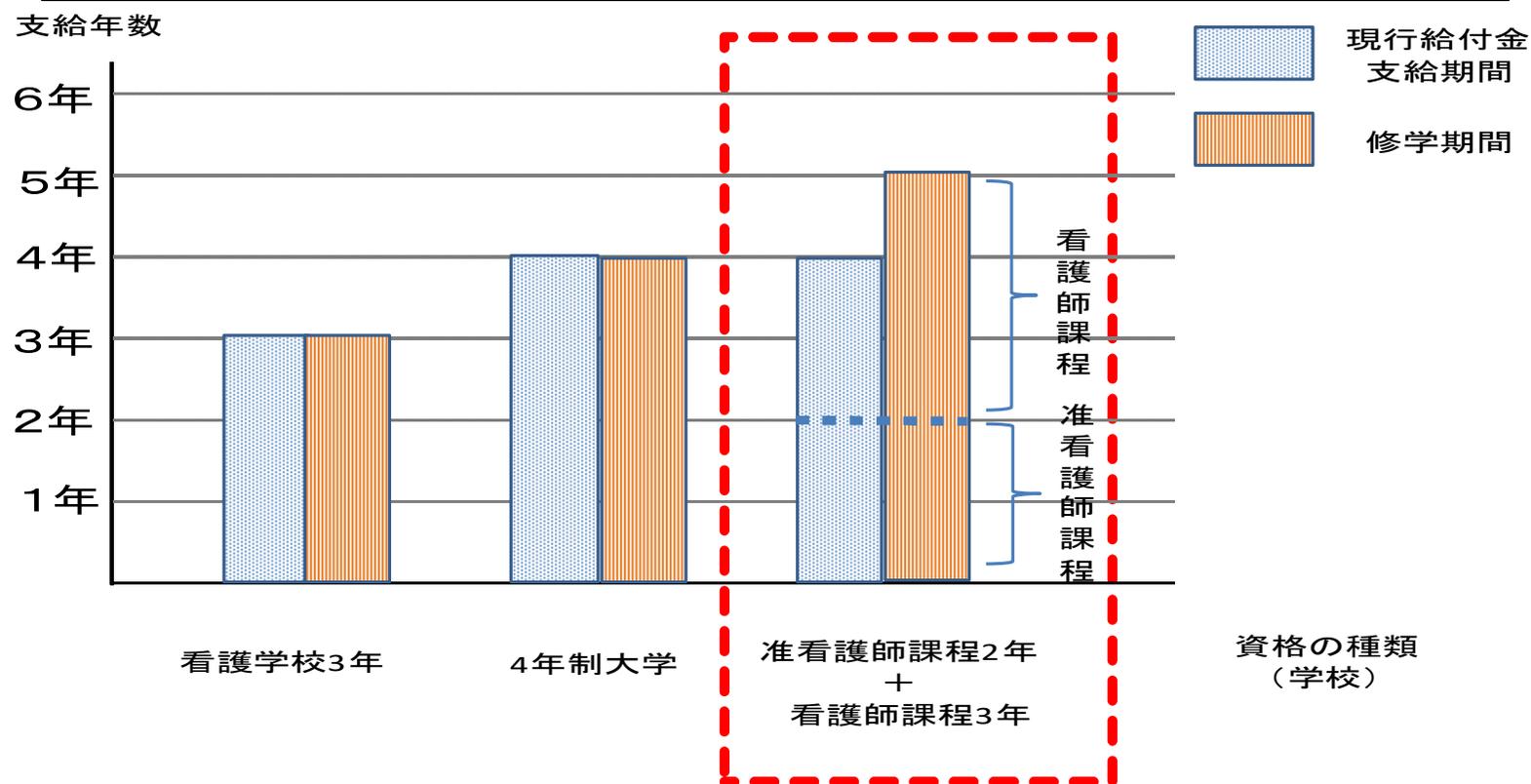
### 〈提案内容〉

- ・ 多子加算額について、「第2子加算額」と「第3子以降加算額」の2区分を廃止し、「第2子以降加算額」に統合。
- ・ 多子加算額(第2子以降加算額)について、本体額(第1子額)の50%に増額。  
(現行: 第2子加算額 23.6% 第3子以降加算額 14.2%)
- ・ 多子加算額(第2子以降加算額)について、逓減措置を撤廃。

# こどもの貧困対策としてのひとり親家庭への支援

## (2) 高等職業訓練促進給付金の支給期間の延長

高等職業訓練促進給付金支給期間と学校の修学期間  
【看護師の場合】



※上記修学期間のうち1年間は給付金支給対象期間外となっている。

# 児童養護施設等職員の処遇改善による養育環境の向上

こども家庭庁

## 提案事項

児童養護施設等の職員に対し、より一層の処遇改善が図られるよう、全産業の労働者と比較して低い給与を、更に改善するための財政措置を講ずること。

## 現状と課題

- 令和4年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）によれば、児童養護施設等の職員の年収は依然として低い。
- 施設からは、養育環境の向上に必要な人材がなかなか集まらなかったり、採用できても早期離職してしまうといった声がある。
- 質の高い人材を確保し人材の定着を図るためには、業務内容を適切に評価した保護単価の見直しによる職員の処遇改善が不可欠。

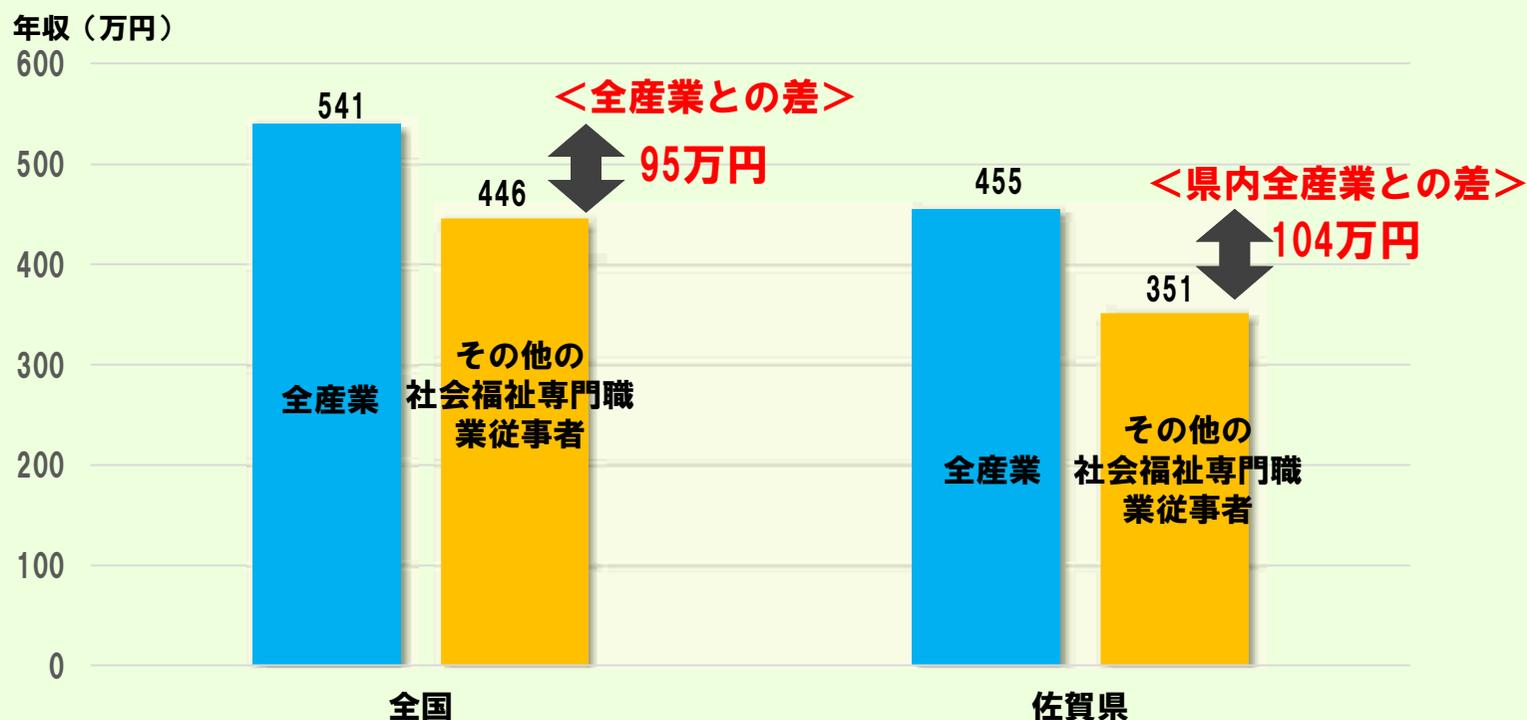
職員の処遇を改善することで、必要な人材の確保・定着につながり、養育環境の更なる向上を図ることができる。

# 児童養護施設等職員の処遇改善による養育環境の向上

児童養護施設等職員の給与は、国の経済対策等により改善が図られているが依然として、全産業と比べ低い水準となっている。

年収の比較（全産業の比較）

※厚生労働省「令和4年賃金構造基本統計調査」



**提案**

**児童養護施設等職員の給与を改善すること**

# 小児慢性特定疾病患者の成人後の支援

厚生労働省

## 提案事項

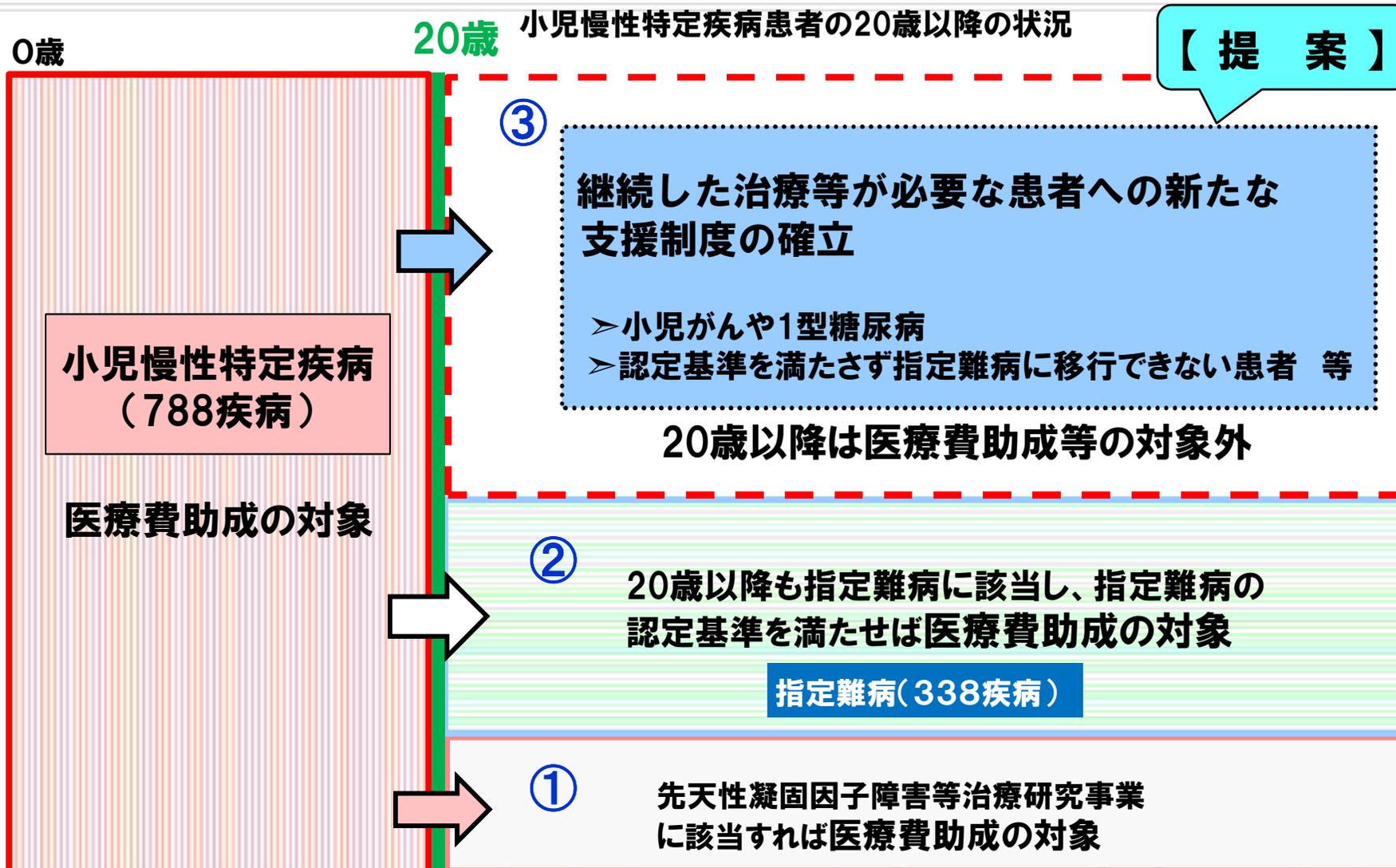
指定難病への包括が難しく、20歳以降も治療等が継続する小児慢性特定疾病患者の負担を軽減するため、難病対策との連携を図り、引き続き医療費助成の対象とするなど、切れ目のない新たな支援制度を講じること。

## 現状と課題

- 小児慢性特定疾病の患者は、20歳以降も引き続き治療等を必要とするが、その半数以上が指定難病等の他制度に移行できないため、医療費等の負担が急激に増える。

小児慢性特定疾病患者等が適切な支援を受けることで、  
地域で安心して暮らしていける。

# 小児慢性特定疾病患者の成人後の支援



(佐賀県) 小児慢性特定疾病医療受給者の20歳以降の状況 : R4年度 ① 1人 ② 20人 ③ 37人

# 小児慢性特定疾病患者の成人後の支援

小児慢性特定疾病医療受給者の20歳以降の状況

## 支援を求める患者及び保護者等の声

- ・ 医療費負担をなんとかしてほしい（医療費を助成してほしい）。
- ・ 医療費の負担が大きいため、受診回数を減らしたり、高額な最新の医療機器、薬品を使わない（医療の質を下げる）など、医療費を抑えている患者もいる。
- ・ 20歳は学生であったり、就労しても収入が少ないため、定期受診をしなくなる可能性がある。

※糖尿病は、本来毎月受診してインスリン濃度を管理する必要があるが、医療費削減のため、受診を複数月毎にしてしまうことで、合併症などの発症リスクが高まることが懸念される。

## 参考：（佐賀県）平成29年度の糖尿病治療にかかる月平均自己負担額など

	小慢助成制度 (最高1万円の自己負担上限月額)	20歳以降 (3割負担で計算)	原因及び治療
1型糖尿病	約4,000円	約20,500円	・ 膵臓のβ細胞が破壊され、インスリンが生成されない。 ・ 治療はインスリン注射
2型糖尿病	約2,000円	約6,500円	・ 生活習慣や遺伝的な影響により、インスリンが出にくくなる。 ・ 治療は、食事療法、運動療法、必要に応じ内服薬、インスリン注射

# 児童心理治療施設の定員算定基準の弾力的運用

こども家庭庁

## 提案事項

専門的なケアを必要とする児童が入所する施設である児童心理治療施設については、入所者数の減少にかかわらず専門的なケア体制が確保できるよう、都道府県等が定員算定基準を弾力的に設定できるようにすること。

## 現状と課題

- 児童入所施設は、入所児童数の減少に伴う措置費の減少により、近年どの施設も運営が厳しい状態。
  - 中でも、家庭や他の入所施設での養育が困難なこどもたちに対して、医師や心理療法担当職員による専門的なケアを実施する児童心理治療施設については、こどもたちや他施設への影響の面からも安定した運営が求められる。
  - 安定したケア体制のため、専門性の高いスタッフについては継続的な雇用の確保が必要。
  - 自立援助ホームと同様、都道府県による弾力的な定員設定ができるようにし、措置費の確保＝専門的なケア体制が確保できるようにすべき。
- (※自立援助ホームは、施設の特性に配慮し、都道府県による定員設定の弾力的な運用が認められている。)

専門的なケアが必要なこどもが安心して入所し、特性に応じた養育を受けられる。

# 児童心理治療施設の定員算定基準の弾力的運用

	児童心理治療施設	自立援助ホーム
施設の役割	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所または通所により、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を行う。	なんらかの理由で家庭にいらなくなり、働かざるを得なくなった原則15～20歳までのこどもに提供する暮らしの場。
措置費の算定	定員×単価	
入所者数が定員と乖離している場合	設立から2年間 措置費＝設定した定員×単価  3年目以降 措置費＝入所実績の1.11倍×単価  	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <b>弾力的運用</b> </div> <p style="text-align: center;"><b>特段の事由がある場合、 都道府県等が定員設定可</b></p> <p>※特段の事由：虐待など難しい問題を抱えた児童の入所等で手厚い職員体制が必要となり新規受入が困難な場合など。</p> <p style="text-align: center;"><b>措置費＝県設定定員×単価 ＝措置費維持可能</b></p>
	<p style="text-align: center;"><b>【提案（見直し後）】</b></p> <p style="text-align: center;">定員を都道府県実情に応じ弾力的に設定可に！</p> <p style="text-align: center;">→措置費維持・施設存続可能</p>	

# 児童心理治療施設の定員算定基準の弾力的運用

## 1 児童心理治療施設は、国の方針としても推進の方向

「情短施設（児童心理治療施設の旧称）が無い地域では、人員配置が十分でない児童養護施設で対応している現状にあり、各都道府県に最低1カ所（人口の多い地域では複数）の設置が必要」

※厚生労働省 児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会 とりまとめ概要  
(平成23年7月)より

## 2 入所の可能性のある方々は一定数存在

親や本人の同意等の関係で入所に至っていないものの、児童相談所が児童心理治療施設への入所が適切と考えている児童数は相当数おり、これらの児童が入所となった際に受け入れるだけの体制（十分な定員）は必要。

○児童相談所が児童心理治療施設への入所が適切と考えている児童の数＝9人（児童相談所調べ）

（※好学舎：定員30人に対しR5. 4. 20現在入所者数は20人）

## 3 広域的受入れ

当県の児童心理治療施設「好学舎」では、他県の児童を5名受け入れている。

→広域的見地からも、当県の児童心理治療施設が存続する意義は大きい。

児童心理治療施設「好学舎」 地区別入所者数（児童相談所調べ）

	佐賀	唐津	武雄	小城	嬉野	神埼	吉野ヶ里	有田	県外		計
									福岡	長崎	
男	3	2	1	1	1	1	2	1		1	13
女	2		1						4		7
計	5	2	2	1	1	1	2	1	4	1	20

# こどもの居場所づくりに係る制度の充実

こども家庭庁

## 提案事項

こどもの居場所づくりを支援するCSOなどの団体が、十分かつ柔軟に活動できる補助制度とすること。

## 現状と課題

- 当県では、志の高いCSOも多く、全国に先駆けて、県内のCSOと協力し、こどもの居場所と居場所運営の支援者とのマッチングなどに取り組み、こどもの居場所の設立や継続運営を支援している。
- 今般の、こども・子育て政策において、こども・子育てにやさしい社会づくりを標榜されているが、令和5年度の地域子供の未来応援交付金においては、「子供たちと『支援』を結びつける事業」が補助対象外になるなど、こどもの居場所の設立や継続運営の支障となっている。

地域の実情に応じたこどもの居場所づくりを推進することで、こども・子育てにやさしい社会づくりを推進

# こどもの居場所づくりに係る制度の充実

## 令和5年度の地域子供の未来応援交付金

- 子供たちと「支援」を結びつける事業
- つながりの場づくり緊急支援事業

事業の廃止や  
補助率の減



### 提案

こどもの居場所づくりを促進するため、これまで実施してきたCSOなどの支援が継続できる補助制度（補助基準額（事業費の上限））とすること。



# 産業労働部

SAGA Prefectural Government



# 半導体産業基盤の強化

文部科学省・厚生労働省・経済産業省

## 提案事項

- (1) 半導体製造に不可欠な材料等を製造する企業及びアナログ半導体を製造する企業の設備投資に対する支援制度について、利用しやすいものとする。
- (2) 即戦力となる半導体人材の育成や大都市圏からのUJIターン就職の促進、海外からの高度人材の誘致に強力に取り組むこと。

## 現状と課題

- 半導体産業全体のサプライチェーン構築及び人材育成・確保が喫緊の課題。
- 先端デジタル半導体に加え、シリコンウェーハやフォトレジストなどの半導体製造に不可欠な材料や製造装置等及びアナログ半導体を製造する企業の設備投資を強力に後押しすることが、経済安全保障上も重要。
- 経済安全保障法上の支援を受けるためには供給確保計画の策定など企業の負担となることや、支援の対象となる事業規模が300億円以上と高額であるなど制度活用のハードルが高い。
- 当県でも半導体人材不足が深刻化。大学等での実践的な教育プログラムによる人材の育成、大都市圏や海外からの人材確保が喫緊の課題。

半導体サプライチェーンの強靱化、半導体の安定供給の確保  
我が国の半導体産業が世界をリード

# 半導体産業基盤の強化

## ～我が国の半導体産業を支える佐賀県～

材料、製造装置、アナログ半導体製造などの半導体関連企業が県内に多数立地

■(株)SUMCO  
シリコンウェーハの  
世界シェア約3割  
(最先端ロジック分野  
では約5割)



■JSRマイクロ九州(株)  
フォトレジストの  
世界シェア約3割



■県立九州シンクロトロン光研究センター  
半導体研究の強力な  
ツールとなる放射光施設



■産業技術総合研究所九州センター  
九州唯一の  
産総研の研究拠点  
出典：産業技術総合研究所



■日清紡マイクロデバイスAT(株)  
・アナログ半導体製造  
・有明高専との産学連携  
マッチングラボ



■佐賀大学  
・ダイヤモンド半導体の開発  
・半導体関連研究・人材育成  
出典：アダマンド並木精密宝石




- 提案**
- (1) 半導体材料・製造装置等、アナログ半導体を製造する企業の設備投資への支援
  - (2) 即戦力となる半導体人材の育成等、高度人材の海外からの誘致

# 商工業者の災害復旧及び防災対策に係る支援

経済産業省

## 提案事項

局激級の災害時における商工業者の災害復旧及び防災対策に係る補助制度を拡充すること。

- (1) 小規模事業者だけでなく、地域経済・社会に大きな役割を果たしている中小企業も対象にすること。
- (2) 1災害当たりの都道府県に対する補助上限額は、被害の実態を踏まえ、都道府県と協議して決めること。

## 現状と課題

- 本激に至らない局激級の災害については、令和4年度から、「地方公共団体による小規模事業者支援推進事業費補助金」に基づく支援策が制度化された。
- しかしながら、補助対象者が小規模事業者に限られていること、補助上限額が都道府県に対し、1災害当たり1億円が上限となっており、十分な支援ができない。

早期の復旧・復興が可能となる

# 商工業者の災害復旧及び防災対策に係る支援

	なりわい再建補助金 (R2佐賀県への適用 制度)	地方公共団体による小規模事 業者支援推進事業費補助金 (R3佐賀県への適用制度)	地方公共団体による小規 模事業者支援推進事業費 補助金 (R4新設制度)
発動条件	本激災害	局激災害	局激災害
補助対象 事業者	県内の中堅企業、中 小企業、小規模事業 者 ※国庫は県全域	県内の中堅企業、中小企業、 小規模事業者 ※国庫は局激市町のみ ※局激市町以外は県単	県内の小規模事業者 ※局激市町に限らない
国庫補助上限 額	1企業当たり2億円	1企業当たり2億円	1億円
補助率 (スキーム)	国→県→事業者 国：2/4 (県負担の2/3) 県：1/4 事業者：1/4 ※要件満たせば10/10定額補助	国→県→事業者 国：2/4 (県負担の2/3) 県：1/4 事業者：1/4 ※要件満たせば10/10定額補助	国→県→事業者 国：2/4 (県負担の2/3) 県：1/4 事業者：1/4

＜令和3年8月豪雨時に災害からの再建を支援した企業の状況＞

補助金交付実績：交付額 約2億円（国庫約92百万円） ※交付額には県単含む

1企業への最大交付額 約35百万円（県単事業）

交付先32企業中、中小企業が8社（25%）

提案

**局激級の自然災害で被災した商工業者に対する補助制度の拡充**